

第22回SGRAフォーラム

戦後和解プロセスの研究



*Sekiguchi Global
Research Association*

SGRA

関口グローバル研究会

プログラム

第22回SGRAフォーラム

戦後和解プロセスの研究

日時： 2006年2月10日（金）
午後6時30分より8時30分まで
終了後懇親会
会場： 東京国際フォーラム ガラス棟602会議室

6時30分

開会挨拶

今西 淳子（SGRA代表、渥美国際交流奨学財団常務理事）

司会：フスレ（SGRA研究員、昭和女子大非常勤講師）

6時40分

講演1

戦後和解：英国との関係修復を中心に

小菅信子（山梨学院大学法学部教授）

日本と英国の民間レベルで展開されてきた〈戦後和解〉活動について具体的に検証する。〈戦後和解〉活動のエッセンスは、旧敵同士の再会、忘却を拒否した許し、喪失を相互に認め悼むことによって得られる癒し、修正できない過去を踏まえた未来の協働のための高潔な妥協であるといえる。報告者は1996年から約10年間にわたって日英和解活動に主体的に関わってきたが、本報告では、特に、活動の前提となる戦後和解の発想、歴史的・政治的文化的脈絡、具体的な和解活動とそれを可能にした人的・物的条件と環境、活動によって引き起こされた様々な波紋や反発、活動によって得られた成果・挫折・摩擦について考察する。

7時20分

講演2

花岡和解研究序説

李 恩民（桜美林大学国際学部助教授、SGRA研究員）

5年前の2000年11月、東京高等裁判所において花岡事件訴訟の和解が成立した（略称「花岡和解」）。花岡事件訴訟は、第二次世界大戦中、鹿島組（現鹿島建設株式会社）の強制連行・強制労働により被害を受けた中国人が初めて損害賠償を求めて提訴した訴訟で、民間企業の戦争責任を追及する最初の訴訟でもある。花岡和解において「自主交渉」「裁判所勧告」「信託方式」「基金方式」「一括解決方式」といった戦後補償裁判の中で余り類のない大胆な試みが行われ、世界の注目の的となった。本報告は花岡事件の経緯を簡単に紹介した上で、受難者と鹿島建設との交渉から裁判を経て、和解に至るプロセスと、その後の中国赤十字会・「花岡平和友好基金」の活動を究明し、花岡和解が内包する戦後和解の意義と普遍性について分析したい。

8時00分

フロアとの質疑応答

進行：金 範洙（東京学芸大学大学院博士課程、SGRA研究員）

8時25分

閉会挨拶

嶋津忠廣（SGRA運営委員長、渥美国際交流奨学財団事務局長）

挨拶

開会挨拶

今西淳子

SGRA代表、渥美国際交流奨学財団常務理事

こんばんは。今日は、皆様お忙しい中、またお寒い中、お集まりいただきまして、誠にありがとうございます。SGRAフォーラムも22回目になりました。毎年4回開催しておりますので、6年目の第2回ということです。SGRAは関口グローバル研究会の略ですが、留学生を奨学支援する財団が母体となっており、財団事務局のある東京都文京区関口から、彼らの声をグローバルに発信していこうという趣旨で作られた国際的で学際的な研究ネットワークです。

今日は、「戦後和解」という、少し重いテーマになりましたが、その経緯を簡単に説明させていただきます。花岡事件の裁判は、2000年11月29日に和解という形で決着しましたが、そのニュースを新聞で読んだ時に、「すごい!」と思いました。

SGRAはその4ヶ月前に設立されていたので、「和解」の意義を評価することは、研究会の活動に相応しいのではないかと考えました。勿論、この裁判の被告側にも原告側にも関係があり、独自の研究ができるのではないかとということもあったのですが、何よりも、せっかく歴史的な和解に達したのですから、それを積極的に評価して、ひとつのモデルにできたら素晴らしいのではないかと思います。

それで、本日までご発表いただくSGRA研究員の李恩民さんにご相談したところ、「いいですよ」とお引き受けいただき、その後、李さんの一橋大学の指導教授でいらした、原告側支援者の田中宏教授や、新美隆弁護士、そして、SGRAの母体の財団の母体の鹿島建設の関係者数名、和解にご尽力された政治家の田英夫さんにインタビューをしました。田中



先生は、私が留学生支援の仕事をはじめからずっとお世話になっているアジア学生文化協会のご出身で、在日外国人の人権問題研究の大家でいらっしゃるから、留学生受入に関わる仕事をする者ならば、必ず書物などで出会っているという方でもあります。李さんと行った数時間分のインタビューは、アジア学生文化協会の中田公昭さんが、ボランティアでテープ起こしをしてくださいました。

しかしながら、調査は始めましたが、さて、それをどうやって纏めていくかという非常に難しい。何故かという、まず、鹿島建設は「とにかく触らないでほしい。何故わざわざこの問題を持ち出す必要があるのか」という感じです。原告側の日本人の支援者の皆さんは、長い闘争の歴史をもっていらっしゃる、敵か味方かのふたつに分類されたら私は敵になってしまうでしょう。そして中国側はさらにもっと難しく、原告団が分裂してしまい、別の裁判を起こした人もいます。日本と中国の大勢の人々が、様々な困難を乗り越えて到達した「和解」は、一定の評価を受けながらも、なんだか決着がついたのか、つかないのか、分からないような状況になってしまいました。私たちの調査もそのままになっておりました。

そんな中で、本日のフォーラムを開催することになったのは、内閣府の遺棄化学兵器処理担当室参事官の道上尚史さんが、今年の夏に小菅さんのご著書「戦後和解」を私に教えてくださったのがきっかけです。勿論、私はすぐ買って、すぐに拝読しました。第二次世界大戦中に日本軍に捕らえられたイギリス人捕虜との和解という問題について、ケンブリッジ大学で行われた研究ですから、グローバルな普遍性を持つ理論に基づいており、しかもご自分で活動もされていらっしゃるの、何よりも現実的なアプローチと判断に非常に強い共感を覚えました。それで、インターネットでメールアドレスを調べて連絡を差し上げて、フォーラムの講師を快諾していただいたというわけです。

昨年11月に開催しました前回のSGRAフォーラムは、留学生受入の理念について考えましたが、その準備をしている時に仲間と次のようなことを話しました。靖国神社参拝問題も含め、国際関係がこじれると、その解決策として必ず青少年交流が挙げられます。ところが、青少年の国際交流事業に携わる私たちは、「平和構築のため」という認識が不十分なのではないかと。本日のプログラムの趣旨は小菅さんのご著書から引用させていただきましたが、「市民社会や有志の個人が、戦争がもたらした偏見や憎悪について、市民交流に際しての懸案として、意図的かつ意欲的に取り組んでいく必要がある」ということを、もっと自覚的に推し進めなければいけないと思うのです。

先日、小菅さんとお話した時に、同時多発テロ事件以来「正義」に対する人々の考え方が変わり、戦後和解について話しやすくなったとおっしゃっていました。また、アジア通貨危機以来、IMFに対抗する形で進んできたアジア共同体の議論と、中国のすさまじい経済発展により、アジアの状況が急速、かつ劇的に変化してきています。日本人にとっては、北朝鮮の拉致問題という、被害者の痛みを思い知る事件も起きました。また、靖国神社参拝によって、人々が歴史問題について自分の思うことを語り始めたことは、この問題の最大のプラス面なのではないかと思っています。このように大きく変化していく社会の中で、何かこの閉塞した状況を打開していく道は見つからないでしょうか。

本日のフォーラムは、問題点を話しあうというよりは、八方ふさがりの状況に対して何かできることはないか探りたい気持ちで開催しました。小菅さんのご研究によると、「和解」というのは、非常に高度な知的作業ということですので、まずはSGRA会員の皆さんのご意見を伺ってみたいと考えました。講師の先生方はじめ、ここにお集まりいただいた皆様から、最後の質疑応答の時間や、お配りした黄色いアンケートなどで、ご教示いただければ幸いです。

講演 1

戦後和解：英国との関係修復を中心に

小菅 信子

山梨学院大学法学部教授

私は主として第二次世界大戦中日本軍に捕獲された欧米人捕虜の処遇問題にかかわる研究をしてきました。同大戦中に日本軍の管理下にあった欧米人将兵は、東京裁判の速記録によりますと、およそ13万人強と言われています。この人たちが抑留中に日本軍から受けた処遇に関わる問題や、あるいは戦後の様々な問題について研究してきました。こうした研究に取り組んだ約15年のうち初めの5年間は、主として捕虜問題そのものと戦後補償、謝罪請求といった動きに注目しながら、対日補償請求裁判を起こしている欧米連合国の元捕虜のグループの人たちとも交流しました。その後、1996年からイギリスのケンブリッジ大学に留学し、これをきっかけに96年から今日に至るまで、今度は、そういう対日補償請求派とはちょっと違う、合同追悼や相互訪問などを通して日英和解ということを考え行動している人々、イギリス人の元捕虜や元軍人、あるいはその人たちと交流している日本側の人々

とも接する機会が増えるようになりました。

こうした様々な人びととの交流が、私に「和解」ということを研究上のテーマとして考えるようになったきっかけを与えてくれたと思っています。捕虜処遇問題という入り口から入り、それから「日英和解」というキーワードを軸にした活動に実際に関わりながら、いろいろと難しい問題に直面したときに、自らの行動の原則、あるいは理論のようなものがないと、思わず本末転倒になったりあるいはプライオリティを見失ってしまうことがあるのではないかと思えてきて、本を読んだりセミナーに参加したり、また自分でも開いたり、英国の友人の研究者からアドバイスを得たりしました。そういう成果を、昨年7月、『戦後和解』という題で中公新書から出版しました。今日は、その『戦後和解』という本の内容を踏まえながら、英国との関係修復の問題についてお話したいと思います。



話を整理しながら進めていくために、言葉の定義をしておきます。少なくとも、これから行う私の報告の中では、「戦後和解」を「平和回復後、あるいは講和条約後にもかかわらず、第二次大戦の旧敵国間になおわだかまる感情対立を解決すること」と定義します。「和解」という言葉そのものを分かりやすくするためにあえて反対語を並べてみると、それは「復讐」です。復讐とは和解よりもずっと自然で、強い衝動です。和解は良いことで意義あることだと学ばない限りは、どちらかという復讐の感情に流れていきやすいという側面があります。復讐は決して非人間的な行為ではありません。愛するものを奪われたとき、それを奪った相手に復讐したいと思うのは、むしろとても人間的な感情です。人間が元々悪であるから和解よりも復讐に流れるということではなくて、和解は復讐に比べると、高度で知的な作業だということです。

戦後和解は非常に難しいテーマですが、こういうものを考えたり、実践したりする目的は何かというと、偏見の払拭と相互理解の促進を通じた、様々なレベルでの国際交流の調和と柔軟性の醸成であると思います。そして、原則的に当事者の二者間において検討すべき課題として私はとらえています。この問題が二者間において検討すべき課題だということをあえてここで持ち出すのは、日中間とか日韓間とは違って、日英間や日本と欧米の旧連合国との間の問題は、二者間でとらえることがなかなか難しいのです。特に、日英和解の場合は、日本とイギリスの間の問題としてとらえるのが一番簡単なはずなのですが、実際にはそうはまいません。どうしても「植民地支配後」の問題が出てきます。日英和解の場合、問題に熱心に取り組もうとすればするほど、日英間の問題を日英で限定せずに、日本とイギリスの戦争が行われて戦場となった場所、例えばビルマやシンガポールに住んでいた植民地の人々をめぐる問題についても考えなければいけないということが出てきます。ただ、和解は原則的に二者間で取り組みうる問題であると私は考えて

います。また、そうして二者間で取り組みながら、問題意識を広げていける課題だと考えています。

さて、第二次世界大戦後のピースメイキングがそもそもどういう形で行われたかを、まず押さえておく必要があります。第二次世界大戦は人類が経験した戦争の中で最も悲惨なものでした。戦死者は2206万人、負傷者を合わせると5646万人、そして、難民・避難民は数千万単位とする統計があります。戦争が終わると、旧敵国との関係修復を、どういふふうにも模索するべきかが重要な課題になりました。第二次世界大戦後のピースメイキングは、「線引きとバランス」という言葉で言い表せると思います。侵略者であって敗戦国である日本とドイツの国民を、犯罪者である加害者と、犯罪者に欺かれた者である被害者の2つに分ける、そして、戦勝国が日本とドイツの犯罪的な指導者や犯罪命令者・実行者を処罰して、その処罰を通してジャスティスすなわち正義＝裁きを実現した後に、犯罪的指導者にだまされていた日本やドイツの国民と戦勝国の間で融和を促して、国際関係を刷新していこうとしたわけです。

「線引きとバランス」によるピースメイキングは、戦争犯罪裁判の開廷を通して行われました。日本に対しては東京裁判、先行する形でドイツに対してはニュルンベルグ裁判ですが、いずれも、日本とドイツの戦争指導者に対して戦勝国が行った裁判です。戦争犯罪裁判の開廷は、第二次世界大戦をきっかけとして誕生した、新しいタイプの戦後平和構築の在り方を最も顕著に示すものでした。では、新しいタイプの平和構築とは何でしょうか。その前提になるのが、平和が戻ってきても戦争中にあった悲惨なおぞましい出来事を忘れない「平和≠忘却」という価値観です。いかに悲惨な戦争が繰り返されて、人々が筆舌に尽くしがたい苦しい思いをしたとしても、実際にその戦争の被害を直接被った者の考え、感じ方、感情などと無関係に平和構築することができた時代や社会では、いったん平

和が回復してしまえば、戦争で苦しんだ個々の人々の苦しみとか痛みをいかに癒すかということが懸案になることはありませんでした。つまり、近代以前においては「平和≠忘却」ではなく、「平和＝忘却」という価値観がありました。

そもそも戦争とか、国家とか、平和構築とか、そういったシステムはヨーロッパ起源なので、ヨーロッパの歴史をさかのぼってみましょう。かつて、世界平和を確かなものにしていくためには「過去の出来事は全部きれいさっぱり忘れましょう」、忘却こそが平和を構築するために最も重要なことだ、そう信じられていました。近代以前のヨーロッパでは、キリスト教があらゆることに影響を与えていました。当然、戦争や平和、あるいは平和構築の在り方に圧倒的な影響を及ぼしていたわけです。ですから、和解でも、許しでも、みんな神様のお恵みによって、かつての敵国にも平等に与えられるものにとらえられていました。そういう時代と社会では、戦争中の悪行はすべて講和を結ぶと同時に忘却するのが常でした。つまり、許すことは忘れることだったわけです。

具体的にどういうふうに講和をしていたのでしょうか。まず、神様の前で戦争が双方にとって悲惨であったことを認めます。そして、戦争という過去の罪を神に告白します。これは漠然とした過去の罪であって、ここで虐殺があったからそれについて反省しますとか、あそこでこういう虐待があったから反省しますといった、個々の罪についての反省の仕方ではありません。戦争そのものを総括的にとらえ、それはもう過去の戦争ですから、その戦争という過去の罪を共に神様の前で告白して、敵対者同士が共に神様に許しを請うのでした。講和に当たって恒久の平和とか、不滅の平和とか、あるいは不滅の友好をお互いに誓います。ただし、誓っても、近代以前のヨーロッパですから、またすぐに戦争が始まるのですが、とにかく厳かに恒久平和を誓って講和条約の条文に盛り込みます。そして、

戦争中の悲惨でおぞましい出来事をこの講和とともに一切忘れようと誓い合って、その講和条約の条文に書き入れます。そもそも、近代以前は、戦争をめぐる最終的で絶対的な正義とか裁きというのは、神様が最後の審判のときに行うもので、人間が行うものではないという理解がありました。

18世紀末から19世紀にかけて、平和＝忘却あるいは講和＝忘却という等式が崩れてきます。この時期までにどういうことがヨーロッパ社会に起きていたかという、1つは宗教権力が失墜して、世の中が世俗化しました。2つ目は、フランス革命のような近代市民革命が起きて、社会が民主化し始めました。3つ目は、国民国家が形成され、ナショナリズムの問題が出てきました。そして、4つ目は、国際法の発達です。宗教権力が失墜して後退したので、それまでローマ法王や教会を頂点としてできていた、国際社会のピラミッド型の三角形の権力構造が壊れた、そうすると、それまで諸国間の関係を律していたものが希薄になり、三角形の権力構造ではなく、国には大きい小さいはあるけれど、取りあえずみんな主権を持っていて、どれもビリヤードの台上の球のように等質のものだという考え方になります。そして、国家と国家の間の関係を律する法として、国際法が発達してきます。この4つの要素が18世紀の終わりから19世紀を通じて発達したり、確立したり、発展したりしました。この4要素が、「平和＝忘却」から「平和≠忘却」に変化させる力となったのです。

このころ起きたことを、さらに具体的に見ていきましょう。フランス革命のような近代市民革命が起きると、民衆の政治的発言力や政治的地位が高まりますから、当然、戦争で一番犠牲になる人々の政治的な地位が向上していきます。2つ目は、世論が形成され、メディアが発達する。戦争で一番犠牲になる人々の政治的地位が上がって、そういった人々の声が世論という形で形成されてくると、講和をする人たち、ピースメーカーたちは、その世論

を無視することができなくなってきました。しかも、その声をメディアが代弁するようになるわけです。これが、平和=忘却の等式を著しく動揺させることになります。

さらにこの時期に、戦争のタイプが変わってきます。それ以前の絶対主義の時代においては、王の野心のために戦争が起きました。ところが、近代に入ってくると、国家の理想とか、国民の理想とか、あるいは国家を守るために、国民を守るために人々は戦争を行うようになります。兵士のタイプも変わってきます。それまでは、いわゆる傭兵がお金で雇われている限りの働きをしました。彼らが軍隊の主な構成要素だったわけです。ところが、フランス革命以降は、皆さんご存じのように、徴兵制とか志願制というものが出てきます。こういう兵士はお金で雇われていくのではなくて、国家の理想のために、祖国愛ゆえに、国家や国民のために戦います。そういった人々は、言い換えれば、私たちの兄であったり、夫であったり、父であったり、あるいは友達であったりするわけです。そういう人々が戦場でどういう苦しみをなめるのか、どんなつらい目に遭ったのかということが、人々の関心の的になりました。

そして、あえなく戦場で死んだ人たちは、自分たちの金もうけのために戦場に行って死んだのではなく、国家に命をささげて、国家のために戦って死んだのだから、それを簡単に忘れていいはずがない、私たちのために戦ってくれた人を私たちは記憶する義務があるという考え方が、フランス革命の後、初めて出てきます。それ以前は、お金持ちの貴族とか英雄とか、ごくごく特定の階級の人たちが追悼の対象でしたが。一方では、戦争がいよいよ悲惨になるわけですが、発達しつつある国際法によって戦争を何とか人道的なものにしようとする努力もなされるようになってきます。

20世紀に入り、2つの世界大戦を経て、民間人

を含む大量殺戮を経験するようになると、もう講和と同時に戦争中の軍隊の問題行為を忘れることはもちろんできなくなり、それだけではなく、戦争中の軍隊の行動が、講和に様々な影響を与えるようになります。そして、第二次世界大戦の後には、世論へのアピール、過去の忘却の否定、近代以前から一貫して講和条約の締結の際の特徴であった恒久平和の強調、この3つを特徴とする新しいタイプのピースメイキングが模索されるようになりました。悲惨な第二次世界大戦の後に、もう二度とあんな惨害を繰り返さないために、侵略や残虐を記憶にとどめることで平和を強化し、世論とジャーナリズムが監視していくという、いわば政治的で文化的なシステムが完成することになります。こうして現代社会においては、人々が過去の戦争の惨害や残虐行為を忘れることは、平和のためには有害だと確信するようになりました。過去においては、許して忘れるのが普通だったのに、今は、許すけれど忘れないということが肝心かなめなことだとされるようになってきたわけです。

戦争犯罪裁判による戦後平和構築のイメージを図にしてみました(図1)。「線引きとバランス」という、第二次世界大戦後に形成された戦後ピースメイキングのあり方についての図式です。赤い方が敗戦国、青い方が戦勝国です。線を引いて一部を切り離しました。この分離された部分が指導的な加害者であり侵略者であり、すなわち裁かれるべき戦争犯罪人です。このように、敗戦国の中の、ごく一部の人が、邪悪な、言ってみれば悪のアレゴリーとしての役割を負わされることになります。敗戦国の一般国民、すなわちほかの大勢の人たちは、指導的な加害者、侵略者である戦争犯罪人にただだまされてついていっただけなのだということになるわけです。でも、だまされたのだから、真相を教えなければいけない、再教育をしなければいけない—そこで、実はこんなにあなたたちはだまされていたんだよ、ということ、教育やジャーナリズムや戦争犯罪裁判を通して「再教育」するわけです。侵略

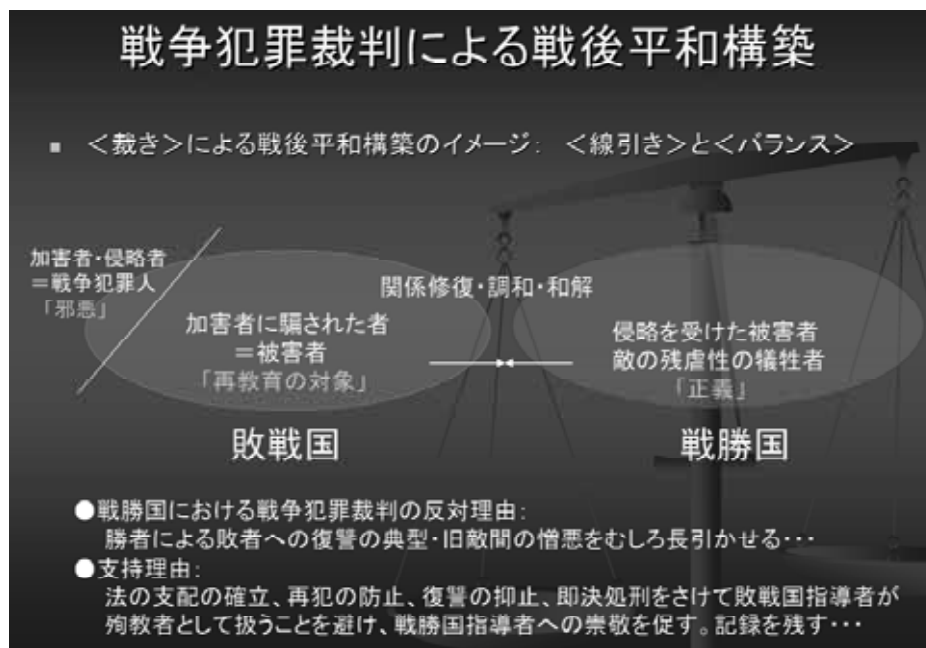


図1

を受けた被害者は敵の残虐性の犠牲者で、あくまで正義を代表します。敗戦国の国民すなわちだまされていた人々と、戦勝国の国民や犠牲者の中で関係を修復して、調和をはぐくみ、和解するというイメージの流れで、戦後ピースメイキングが行われたといえるでしょう。すぐにお分かりのように、加害者や侵略者、戦争犯罪人といっても、あくまでも普通の人間なのですが、線引きによって、おとぎ話に出てくる悪者のように邪悪な存在として認識されてしまうわけです。悪いことをみんな一部にしわ寄せして、あとの人たちはそうではないということです。これは一種の妥協なのですが、こうした妥協の上で関係を修復するという方法がとられたのです。

言うまでもないことですが、こういう戦後平和構築には多くの問題点があります。ただ、非常に悲惨な戦争でしたから、こういう方法が最善だとか万能だったとは思いませんが、当時としては最も可能な方法だったと思います。

一方、こうした戦後平和構築の問題点を指摘しますと、まず感情的であるということ、その後も何か問題が起こると感情的になりやすいところに

あります。身近で今日的な問題から考えてみましょう。例えば、未来の平和のために過去に学ぶといっても、ジャーナリズムとか教育を通して一般に普及されるのは、ごく特定の過去のごく一部です。戦争を巡る歴史は、開戦の経緯一つとっても極めて複雑です。戦争の歴史をある程度理解するためには、一定の時間と忍耐が必要なのです。ところが、かつての敵がなした残虐な行為に憤りを覚えたり、被害者が受けた苦痛に同情したりするには、高度な知識は必要ありません。しかも、過去がむごたらしければむごたらしいほど、人々はものすごいショックを受け、憤りを感じます。そして、そういう驚きと憤りの中で未来の平和を一層強く渴望します。もちろん、戦争の惨害を直接被った人々の声が戦後平和の構築に影響を及ぼすことは間違っていない。また、平和のために過去の忘却を否定する価値観に異議を唱えているわけではありません。そうではないのですが、感情的になりやすいというのは否定しようがないと思います。

そして、こういう戦後平和構築の方法は、過去が際限なく断罪され、歴史がひたすら政治化され、戦争中に起きた特定の出来事が強調され、それを歴史

的根拠として旧敵国に対する偏見や反感が繰り返して生産されてしまう危険性があります。こういう意味で、「戦後和解」は、講和＝忘却の等式が破綻してしまった時代と社会を背景に浮上してきた歴史現象の 1 つです。偏見とか、固定観念とか、そういった問題が絡んできているがゆえに、旧敵国間の双方の政治的かつ文化的な課題になっているとすることができると思います。

さて、ドイツは、戦後和解政策については国際的に非常に高い評価を得てきました。日本と比べて、いつでもドイツが賞賛される傾向があります。これは、ドイツの線引きとバランスが非常に明瞭だからです。図表に当てはめてイメージしてほしいのですが、ドイツの場合は、ヨーロッパ支配のための侵略戦争にしても、ナチス時代の特殊で象徴的な犯罪であるホロコーストにしても、ナチスは加害者で、ユダヤ人は被害者で、戦勝国はその収容所を解放したもので、侵略やホロコーストはもちろん不正義で、戦勝国の裁きは正義なのです。これに対して日本の場合は、線引き、バランスが複雑で、ぐちゃぐちゃしたものになっています。日本の場合も、線引きとバランスの原則は、1945 年 7 月のポツダム宣言という対日降伏勧告の第 6 項と第 10 項に明確に示されています。そして、日本の敗戦の後、9 月に連合軍であるアメリカが、対日占領を始めます。そのときのアメリカの対日占領の初期方針においてもはっきりと線引きすることが明示されています。つまり、日本国民を欺いた側と欺かれた者に線引きして、そして欺かれた者に真相を再教育して、欺いた側は処罰するという形で、正義と不正義のバランスを取って、旧敵どうしの和解を促進したわけです。

ところが、日本の場合は幾つか問題がありました。今日において日本の戦後和解を考える上で最も大きな問題点になっているのは、中国や韓国といった近隣諸国との日本の戦後和解だと思いますが、ここでネックになってくるのが植民地支配の問題、植民地侵略の問題です。実は、東京裁判の段階

で、植民地主義や植民地支配は明確な国際犯罪としては理解されていません。それどころか、東京裁判の判事構成国の多数を占めた欧米諸国は、植民地宗主国、植民地支配をした側でした。これがニュルンベルグ裁判と全然違う部分なのですが、東京裁判は 1928 年から 45 年を裁きの対象としながらも、植民地主義とか植民地支配を全く不問にして日本の戦争を侵略として裁くという、非常にアンバランスなものになりました。そして、東京裁判では、それを主導したアメリカの政治的利益とか軍事的要請が最優先されたわけです。つまり、日米和解のための礎石として東京裁判が位置していたと言えると思います。

日本人が実際に自ら加害の歴史に向き合おうとする動きを見せる動きが高まりを見せるのは、1980 年代から 1990 年代にかけてです。当然、ここで東京裁判が不問にした植民地主義とか植民地支配の問題を明らかにすることが課題となってきました。ところが、またここで複雑な問題が出てきます。日本のアジア植民地侵略については、戦勝国と正義が容易に一致しないのです。つまり、戦勝国が植民地を解放したわけではなくて、植民地支配を日本以上に長い間行ってきたのが主たる戦勝国であって、しかも東京裁判の主たる構成国でした。つまり、構造的に問題があったわけです。したがって、日本における 1990 年代を一つのピークとする加害の歴史を直視する動きというのは、主として従軍慰安婦問題や南京虐殺のような、非常に衝撃的で、個々の戦争犯罪に対する驚きとか怒りといった感情が追い風になって進められていきました。事件一つ一つのインパクトが追い風になって、日本の過去の直視とか、日本の加害の歴史の反省が進められていきました。そして、戦争のとらえ方自体については、これは大枠で骨格に当たる部分なのですが、多くの日本人の意識の中では、あいまいであり続けた部分があったのではないかと思います。

この問題に関連して、私が直接かかわってきた

日本とイギリスの過去と和解について話を進めましょう。実は、日本人が自国の、日本の加害者としての側面を直視することは、欧米連合国の過去の犯罪的行為を問うことと実は表裏一体をなす行為でもありました。日本の加害責任に関心を持つ研究者の中には、こういう問題を、欧米戦勝国との関係だけに限定せず、なるべくグローバルな広がりの中で位置付けていくことに精力的だった人が多いように思います。しかし、こうした議論は、裏をかえすと、日本と欧米との関係だけで加害責任や被害責任をとらえることを拒絶していることとなります。確かに、日本軍の戦争中の問題行為によって、おびただしいアジアの人々が犠牲になりました。同時に、国際法の違反ということになると、欧米の捕虜の間にも被害を受けた人がいます。日本の場合、アジアに対してすまないという気持ちはあっても、欧米に対しては比較的、贖罪感が希薄です。さきほど申し上げましたように、日本に対してなされた裁きによる関係修復には、構造的に矛盾する部分がありました。確かに、戦争の性格について考えれば、対英米戦争と対中戦争は、質の異なる戦争でした。この結果、日本国内で自国・日本の加害の歴史を直視しようとする動きが高まったときでも、同じ被害者でもアジアの国々の人々と欧米の人々とを異なる次元で捉えようとする心情が見られたのです。

日本の加害の歴史を巡って様々な議論が活発にされるようになって、中国を初めとするアジア諸国における日本軍の問題行為が議論の中心的なテーマになったのに対して、欧米人捕虜処遇問題というのは周辺的なテーマにとどまり続けました。ところが、欧米諸国においては、捕虜問題は日本に対する偏見の中核となる戦争の記憶でした。特にイギリスは、連合軍の中で、最大の数を日本軍の捕虜として出してしまった国でした。13万人のうち5万人強がイギリス軍の捕虜でした。日本軍による抑留中の死亡率は平均27%で、イギリスの場合も25%です。4人に1人の死亡率です。一方、第二次世界大戦期のイギリス軍全体の戦死率は5%です。ノル

マンディー上陸とか、ビルマ戦とか、非常に悲惨な戦争に比べても、平均死亡率25%というのは聞いたこともないような高い数値なのです。つまり、第二次世界大戦中にイギリス軍が受けた最も大きなダメージは、日本軍の捕虜収容所で受けたということになります。この5万人の日本軍の捕虜としての悲惨な記憶は、戦後の日英関係に刺さったとげとして、ずっとうずき続けることとなります。そして、戦後、日本に対する偏見とか不信といったものの根拠になってきたのです。

ところが、日本側にはアジアに対する贖罪意識はあっても欧米に対してはないというメンタリティが、戦争責任や和解の問題に関心のある人々の中にもあります。欧米人犠牲者に対する心情的な線引き、あるいは「日本が間違っただけをしたとしても、イギリスよりも間違っただけをしたとは思えない」という心情があると思います。加えて、ほかのケースと違って、連合国の欧米人捕虜の問題は、サンフランシスコ講和条約第16条で、額はわずかでも償い金が個別に渡されています。B・C級戦争犯罪裁判という戦争犯罪の直接の命令者や実行者を裁いた裁判でも、全体の2割以上が連合軍捕虜の虐待・虐殺の罪で有罪判決を受けています。他方、イギリスの側から対日戦争について見ると、日本との戦争を戦ったイギリス兵は、ナチスドイツと戦った兵隊に比べて、イギリス軍の中でも忘れられがちな存在であったという問題もありました。

さらに、日英の間にはもう1つ難しい問題があります。それは日本降伏軍人の問題です。日本が負けたとき、東南アジアで、イギリス軍の下で降伏して軍備解体した日本兵は73万8000人いました。このうち10万人が、戦争が終わっても帰国させてもらえず、およそ2年にわたってイギリス軍の監督下で強制労働につかされました。精神的屈辱感を強いられる機会も多かったということで、今度は日本にとってのわだかまりとして残っています。

こうした状況で、まず日英の旧軍人どうしによる和解活動が始まりました。1981年、日本とビルマで戦ったイギリス人の元兵士の一人が日本大使館を訪ねて、日本大使館がそれに対応しました。そのイギリス兵の方が和解をしたいとおっしゃっているので、日本側にもそういう受け皿になる人がいないか探したら、たまたまロンドンの丸紅という商社にビルマで戦っていた元日本兵が勤めていました。「実は私もそういうことを考えていた」ということで、その二人を日本大使館が引き合わせました。そこから「ビルマ作戦同士会 (BCFG)」という旧軍人同士の和解サークルができました。それが1983年から本格的に相互訪問をしたり、合同慰霊をしたり、あるいは後に本を纏めたりするようになってきます。「ビルマ作戦同士会」は発展解消し、「ビルマ作戦協会 (BCS)」という形で今日も続いています。

これは旧軍人同士の和解活動のひとつです。一人一人にお話を聞いてみると、日本人の考えていること、イギリス人の考えていること、あるいは国籍に関係なく、個人個人の和解のイメージが随分違います。たとえば、合同慰霊と言いましたが、靖国神社を訪問した元イギリス軍人や元捕虜もおられました。受け皿になった元日本兵の皆さんは、戦友のいる靖国神社にかつての敵を連れていきたいと思うのですね。成田に出迎え、ユニオンジャックの旗を振って歓迎し、一緒に食事をして、打ち解けた話をして心をなごませようとします。同じ戦争でお互い部下を失ったり戦友を失ったりという「戦場体験」という共通項を持っていますから、いったん打ち解け、元日本兵の人たちに靖国に行きましょと誘われると、それではと一緒に訪問する元英国兵も結構おられたようです。私も一度、ご一緒したことがあります。しかし、私は行きたくない、政治的な問題になっているから行きませんとはっきりおっしゃるかたもいたようです。行っても行かなくても個人の判断です。民間の和解運動でのお話ですから、文字どおり、個人の判断が尊重されるわけですね。行きたい人は靖国神社に行く、行きた

くない人は行かない。日本側がイギリスにいて、向こうの聖堂や教会や記念碑で合同慰霊をすることもありました。日英でかつての戦地をたずねて哀悼を捧げることもありました。また、21世紀の最初の8月15日、新しくできたイギリスの国立追悼墓苑に、日英の「和解の森」というメモリアルと記念碑が造営され、そこで日英の元軍人同士が除幕式を行うということもありました。私もこの追悼植樹に関わりました。こういう形で進んでいく活動が日英間にはあります。

1980年代の終わりに、イギリス人と結婚をした日本女性がこの問題に関心を持ち、キリスト教をベースにしながら日英和解の活動を始めました。国際結婚をした戦後世代から、第2の祖国と母国の間を何とか良くしようとする人が出てきたわけです。さらに、青少年同士の交流を活気づけるような和解活動も行われてきました。元捕虜のお孫さんたちを日本に招くという企画です。また、1990年代に入ると、謝罪請求、戦後補償請求運動も具体的に展開されてくるようになります。謝罪や戦後補償こそ日英和解に至るために必要だと考える人々ももちろんいます。こうした動きに対応して、2000年の11月、英国政府は日本軍の捕虜であったイギリス人元兵士とその家族に、日本円でおおよそ200万円の特別慰労金を支給しました。さらに、いわゆる村山基金によって、かなり大きな歴史共同研究が日英間で進められるということもありました。

今でも幾つかの団体が日英和解にかかわっています。元軍人同士の和解を中心に歴史研究の促進も視野に入れたビルマ作戦協会の活動、アガペーというキリスト教の信仰をベースにしたグループ、クワイ河平和基金という最近読売平和賞を受賞した永瀬隆さんの活動、そして永瀬さんを支持する研究者などのグループ、ほかにも幾つかあります。地道な聞き取り調査を元捕虜や元兵士になさっている方々もおられます。最近、日本国内の捕虜収容所で大戦中亡くなったイギリス人捕虜の方々全

員を追跡した本が出版され、お二人の著者がイギリスから叙勲されました。そして戦後補償請求運動があります。日英の研究者がプロジェクトを組んで、歴史と和解に関する問題に取り組んでいます。昨年秋には、終戦60周年ということで、ロンドンの戦争記念博物館で、日英の公開シンポジウムが真摯で和やかな雰囲気の中で開催されました。戦争記念博物館といえば戦争の記憶のナショナリズムの「牙城」でもあるわけですから、そこで日英和解を目指した共同研究集會が開かれるということ、つまり見方を変えれば、そういう集會に英国の税金が使われたということは大変意味のあることだと思います。

日英の間では、民間の個人や組織によるイニシアティブが非常に活発に展開されてきました。しかも、日英の和解活動には、双方向性が比較的高いといえるのではないかと思います。80年代以降ですから、それなりに持続性もあります。そして多様です。和解をやっているグループ同士が融和的かというところでもなくて、あるグループが他のグループのことを強く批判するということがあります。ロンドンの日本大使館に苦情を言ったり、言われた側も反論したりということがあります。しかし、日英とわず、大使館や政府が個々の和解活動の妨害をすることは、私の知る限りありません。社会全体として活動の自由が保障されています。様々な和解活動が一元化しないことについて、私はそれを問題とは思いません。むしろ、多様な活動が進められてきたということが日英和解の特徴であり強みであると思います。

私は、和解というのは高邁な妥協だと思います。いったん流された血や失われた命、踏みにじられた人間の尊厳は、如何なる代償をもってしても決して元通りになることはありません。和解は、実際には、戦争の勝敗にかかわらず、虐げられた者、奪われた者の側により多くの譲歩を強いてはじめて実現するものです。私自身、微力ながら日英和解というものに関わり、このことを実感せずにいられませんで

した。将来世代の平和と共生を担保にはじめて可能となる、報復の連鎖を断ち切るための、高邁な妥協が和解なのですね。

「和解することに価値がある」という価値観が日英で共有されていることは非常に重要だと思います。日英のケースは日中のケースに比べてうまくいっている部分が多いと思います。しかし、日中のケースと比べて、日英には難しい部分もあります。すでにお話したような戦争をめぐる認識の問題に加えて、植民地支配後の問題、あるいは人々の関心の度合いという問題があります。そのほかにも幾つかポイントがあるのですが、頂いた時間を15分もオーバーしてしまったので、取りあえずここで話をやめたいと思います。どうもありがとうございました。(拍手)

講演 2

花岡和解研究序説

李 恩民

桜美林大学国際学部助教授、SGRA 研究員

今日は私一人で発表しますが、実際には、「花岡和解研究」というプロジェクトは、SGRA 代表の今西さんと私が共同でやっているものです。我々は個人的には本件の原告と被告、つまり中国人強制連行・強制労働の被害者側と鹿島建設側との両方に深くかかわっています。私自身は、中国人強制連行を考える会の会員であり、NPO 花岡平和記念会のメンバーでもあります。そういう関係もあって、我々は時間をかけて原告である被害者、被害者の弁護士、被害者を支援する市民団体・華僑団体の責任者及び野党政治家などにインタビューをしました。同時に、我々はまた、被告である鹿島建設側の交渉担当者・弁護士、さらに花岡和解を支えている中国紅十字会（日本風にいうと中国赤十字社）の責任者にも聞き取り調査をしました。こうした聞き取り調査を基に今日の話をもとめました。

それでは、本題を始めたいと思います。去年（2005年）は、日本では戦後60年、中国では抗日戦争勝利60周年に当たりました。死者を悼んだり、平和を祈念したり、各種の記念イベントが盛大に

行われている中、花岡の関係者は花岡事件60周年、花岡和解5周年を迎えました。6月30日の午前、北京と秋田県大館市では、大手マスメディアには注目されていませんでしたが、花岡中国人殉難者慰霊式が日中両国で同時に開催されました。インターネットによる同時中継も行われました。当日の夜、中国紅十字会の前庭には、418名の殉難者を象徴する418個のキャンドルで描かれた「花岡6・30」の文字が浮かび上がり、生存者、遺族、支援団体の関係者の複雑な表情を赤く照らしました（図1）。

振り返ってみると、2000年11月、東京高等裁判所において花岡事件訴訟の和解（略称「花岡和解」）が正式に成立してから、既に5年の歳月がたちました。花岡事件訴訟は、第二次世界大戦中、鹿島組（現鹿島建設株式会社）の強制連行・強制労働による被害を受けた中国の生存者及び遺族が損害賠償を求めて提訴したもので、民間企業の戦争責任を追及する最初の訴訟です。花岡和解において「自主交渉」、「裁判所勧告」、「信託方式」、「基金方式」、「一括解決方式」といった、戦後補償裁判の中に余



図1 花岡中国人殉難者慰霊式（中国人強制連行を考える会 所蔵）

り類のない大胆な試みが行われ、世界の注目の的となりました。そのためか、5年たっても、この和解についての賛否両論の対立ははまだ深刻で、原告である被害者の内部にも亀裂が（少しではあります）見えます。

今日は、主に花岡事件の概要、和解のプロセス、さらに花岡和解をどのように評価するか、の三点を中心に説明します。花岡和解を理解するために、まず花岡事件とはどういうものなのかお話しします。

第二次世界大戦中の1942年11月、戦時労働力不足に対応するため、東条英機内閣は「華人労働者内地移入に関する件」を閣議決定しました（資料①）。その後、企業の需要に応じて、東亜省、外務省、日本軍が連携して北京の華北勞工協会による供出、掃討作戦による農民の拉致、捕虜の連行という手段をもって、4万人の中国労働者を日本の工事現場に連行しました。そのうち、1944年8月から45年6月までに986名の労働者が、秋田県北秋田郡花岡町（現大館市）にあった鹿島組花岡出張所に強制連行されました。そこで、強制連行された中国の労働者は厳しい監視の下で、花岡川の改修工事や水路工事に強制的に従事させられました。劣悪な衛生状況の下で、体力と忍耐力の限界を超えた長期間の過酷な重労働や、監視役の補導員による暴行などが行われ、餓死、病死、虐待死の死者が絶えず続出し、137名が死亡しまして、花岡の工事現場は死の恐怖に覆われていました。

1945年6月30日（一説に7月1日）、こうした想像を絶する奴隷的使役に耐えかねた労働者は耿諄（こう・じゅん）大隊長らの指揮の下で、一斉蜂起をしました。しかし、その後、近くの山に逃げ込んだ全員が、延べ2万4000人を超える憲兵、警察官、警備隊、地元的一般市民によって捕えられ、100名以上の人々が弾圧及びその後の残酷な拷問等により殺害されました。8月15日、日本は敗戦しましたが、花岡現地の戦時体制はすぐには変わりま

せんでした。花岡暴動後に連れ戻された中国の労働者は、依然として重労働をさせられ、わずか2ヶ月間で、またもや117名の死者を出してしまいました。さらに、秋田地方裁判所は9月に、耿諄ら暴動事件首謀者に無期懲役等の有罪判決をしました。幸い、その翌月、アメリカ軍は花岡現地で中国人強制連行・強制労働の事実を確認し、戦争犯罪調査を展開するとともに、耿諄を初めとする中国人労働者の生存者全員を解放し、戦犯裁判の証人として残留する者を除いて、逐次に帰国させました。

強制連行・強制労働の結果を見ると、986名の労働者のうち、鎮圧、虐待、栄養失調などで死亡したのは約42%にあたる418名にも上り、世間はこの死亡率の高さと死亡者数の多さに驚かされました。ここで、私は「986名のうち418名の方が死亡した」と言ひまして、会場を観察しましたが、みなさんからは何のリアクションもありませんでした。実は、数字で死者を表す言葉は、基本的には無意味な言葉だと思います。なぜかというと、死んだ人の数は、読者や視聴者の「人間」としての感覚を消してしまい、戦争の残酷さを極度に矮小化することにつながりかねないからです。強制連行・強制労働という犯罪行為の中で死亡したのは418人ではなく、その418人のうち一人一人が死んでしまったのです（図2）。戦争体験のない我々が「戦後和解」の問題を考えるときには、その一人一人の非業の死の残酷性、その遺族の一人一人の悲しみ、怒りと苦悩に思い至る必要があると思います。これが花岡和解の出発点だと思います。

次に、花岡和解のプロセスについてお話しします。花岡和解が実現したのは2000年11月ですが、その実現に向けての努力は、実に1945年から55年の歳月を要しました。これを3つの時期に分けて説明します。

第1期は結構長く、44年の歴史があります。これは「遺骨送還と事実究明」の時期です。1945年



図2 天津市に保存されている花岡受難者の遺骨

から1989年、すなわち天安門事件あるいは冷戦の崩壊の頃までです。この間、GHQは外国人強制連行・強制労働、花岡事件等についての調査を行い、アメリカ第8軍戦争犯罪法廷は調査の事実に基づいて花岡事件の加害者・鹿島組現場責任者らに対して有罪判決を下しました（普通は「横浜裁判」と言います）。外務省も外国人労働者の使役企業に事業場ごとの報告書の作成を求め、それを基に「外務省報告書」をまとめました。同時に、戦争の反省という視点から、大館市現地の住民は花岡事件の真相を究明し、慰霊祭の毎年の開催、記念碑の設置などを通して次世代に伝える努力を本日まで続けてきました（図3）。この期間に死亡者の遺骨がダムなどの建設によって多く発見され、現地の宗教関係者、特に日本赤十字社と中国紅十字会の協力によって、その遺骨が中国に送還されました。1963年、鹿島建設は、宗教団体及び現地住民、ボランティア団体からの度重なる強い要望をやっと受入れ、信正寺裏境内地に犠牲者の供養塔を設置しました。事実の究明は花岡和解の第一歩です。この事実究明がなければ、和解は実現できなかつたかもしれません。

第2期は「自主交渉」の時期と名付けました。1989年から1995年までの約6年間です。1980年代の末、花岡生存者は主要メンバーの存命と居場所をお互いに確認した後、連絡を取り合って、花岡殉難者聯誼準備会を設立しました。この準備会はそ



図3 大館市民団体「現地実行委員会」編纂資料

の後、日中両国の歴史研究者や日本のボランティア諸団体からの経済的支援と法的支援を得ることができました。1989年12月22日、耿諄ら花岡事件生存者は鹿島建設株式会社に対して「公開書簡」を送り、謝罪、大館市と北京市の両市における花岡殉難烈士記念館の建立、一人当たり500万円の賠償金の支払いの3項目を提出しました。これが自主交渉の始まりです。この公開書簡は戦時中の企業の責任を問う最初のもので、日本の産業界に大きな衝撃を与えました。当時、マスコミも大々的に報道しました。これを受けて鹿島建設は躊躇していましたが、自主折衝に入り、交渉を始めました。弁護士の話によると、鹿島側は事実を確認し、戦時中に鹿島の作業場で亡くなった方々に対して深い哀悼の気持ちをもって交渉に臨みました。こういう気持ちがあったから自主交渉ができたと思います。その交渉の結果、1990年7月5日、双方は共同発表を行いました。

共同発表の内容は3つあります（資料②）。第1に、「中国人が花岡鉱山出張所の現場で受難したのは、閣議決定に基づく強制連行・強制労働に起因する歴史的事実であり、鹿島建設株式会社はこれを事実として認め、企業としても責任があると認識し、当該中国人生存者及びその遺族に対して深甚な謝罪の意を表明する」。「閣議決定に基づく」という言葉と「企業としても責任がある」という言葉は鹿島側の要求に応じて入れたものです。つまり、鹿島

側から見ると、この責任は主に企業が負うべきではなくて、国が負うべきものである。ただし、企業としても責任があると言いたかったわけです。この「閣議決定」という一語はとても重要です。日本という国がやったという意味です。第2に、公開書簡の要求等については、鹿島は双方が話し合いによって解決に努めなければならない問題であるということを確認している、と明言しています。第3に、双方は「過去のことを忘れず、将来の戒めとする」との精神に基づいて協議を続けて問題の早期解決を目指す、と約束しています。これはかなりいい共同発表だと思います。この共同発表は花岡和解の基礎であり、前提でもあります。もし、この共同発表がなければ、花岡和解は実現できなかったかもしれません。

ただ、この共同発表の後、鹿島は非常に困ってしまいました。なぜかというと、外国人の強制連行・強制労働にかかわっている企業が多かったので、関係企業はみんな「なぜ企業が責任を負うのか」と問い合わせてきたのです。また、共同発表の作業に携わっていた交渉者も会社の内部で袋だたきに遭いました。したがって、その後、鹿島側は早期解決を目指すと言いながら、なかなか前向きに検討することができなくなってしまったというのが現実です。そして、このまま6年がたってしまいました。この間に、高齢だった生存者数名が亡くなりました。中国側の被害者は、「彼らは私たちの死を待っているのではないか」と認識し、自主交渉を打ち切って、法治国家である日本で訴訟を行うことを決定しました。

第3期は「法廷対決から和解へ」の転換期で、1995年から2000年の5年間です。95年6月28日、原告耿諄、王敏ら11名は鹿島建設を被告として、国際条約違反、債務不履行（安全配慮義務違反）を理由に、金6050万円（弁護士費用込みで一人当たり550万円）の損害賠償請求訴訟を提起しました。これは中国人被害者による初めての訴訟提起です。当時、第二次世界大戦終了からちょうど50周年で

あるにもかかわらず、戦後和解をどういうふうに進めていくべきか分かっている知的な法官は極めて少数でした。こうした状況の中で、1995年12月10日、東京地裁は、証人調べなどをすることもなく、除斥期間経過を理由に、生存者、遺族らの請求をすべて却下しました。支援者団体責任者の話を紹介しますと、「我々は最初は勝てると思っていたのですが、事実調べや原告尋問などを全くせず、門前払いになってしまい、本当にショックを受けました」。全く納得できないので、原告側はすぐに控訴しましたが、最も重要で決定的な和解要因は当時の裁判官でした。バランスのある歴史の認識を持ち、歴史の教養に富む裁判官、特に新村裁判長は、単に法の立場からではなく、花岡事件の重要性、影響の大きさの視点から、この問題については長期的な視点に立って対処した方がいいのではないかと考えて、双方に和解を勧告しました。

当時、両者は和解勧告をどう受け止めたのでしょうか？被告の弁護士によると、鹿島側は哀悼の意を表したいと思っていたので、基本的な考え方が受け入れられるならば、和解のテーブルにつくことができると考えていたようです。原告側は最初、自分たちが絶対に勝てると思っていたので、和解はしたくないと考えていたらしい。ただし、支援者団体から日本の法の枠組み、制度の詳細、裁判所の勧告の意味や重さについての説明を受け、それで多くの人が納得して、「じゃあ和解について話を進めましょう」ということになりました。

この交渉の最も重要な問題の1つは、金額と、この信託金をだれが責任をもって受け取るのかということでした。鹿島建設は、お金は若干出すけれど、それが当初の意図どおりに使用されるかどうかということに関心があり、公益機関が支出金の管理をすることが一番重要だと考えていたようです。そこで、原告側の代理人である新美弁護士が中国の赤十字会を思いつきました。ずっと遺骨送還の仕事を

やってきたし、人道的な立場で仕事をしているからです。彼は原告や支援者の同意を得て、中国側に事情を説明して、中国紅十字会にお願いしました。

ただし、それは簡単なことではありませんでした。中国紅十字会という組織は民間の機関ですが、名誉総裁は国家主席です。当時は江沢民国家主席でした。ちなみに、日本赤十字社の名誉総裁は皇后陛下です。紅十字会が戦後補償の表舞台に出ると、中国という国が民間の戦後補償裁判を支持しているという姿勢に見えてしまうので、中国政府としてはやりたくなかったのです。しかし、この辺の折衝のプロセスは省略しますが、粘り強い交渉の結果、中国紅十字会は99年12月16日、在東京中国大使館を通して和解手続きに利害関係人として参加することを正式に表明しました。これで花岡和解が実現できるようになりました。中国紅十字会の介入は、和解実現にプラスになったと思います。

では、花岡和解の概要はどういうものなのでしょうか。「和解条項」を読みながら説明したいと思います。

第1、「当事者双方は、平成2年7月5日の『共同発表』を再確認する」。これは花岡和解の基礎です。過去の事実、歴史についての認識は双方が一致しており、鹿島としては謝罪の気持ちもある、これを再確認するという事です。これが一番重要です。

第2、鹿島建設は、「花岡出張所の現場で受難した者に対する慰霊等の念の表明として、利害関係人中国紅十字会に対して金5億円を信託する」。ここに特徴が2つあります。1つ目は、金額は別にして、鹿島側はお金の供出を認めたことです。ただし、このお金は賠償金ではなく、「信託金」と名付けられました。もう1つ特徴は、この信託金は、被告が原告に直接払うのではなく、第三者の中国紅十字会に払うということです。すなわち第三者がまずその信託金を引き受けて、その後、責任をもって被害者に渡すという形になっています。

第3、本件信託金は「花岡平和友好基金」として管理する。「本基金は、日中友好の観点に立ち、受難者に対する慰霊及び追悼、受難者及びその遺族の自立、介護及び子弟育英等の資金に充てるものとする」。すなわち、どのように管理するのか、どういうふうにするのか、使用対象・使途などについてはすべて細々に規定されています。

最後に、これも1つの特徴です。これはいわゆる全体解決、一括解決方式ですが、本件和解は「いわゆる花岡事件についてすべての懸案の解決」を図るものであり、原告を含む受難者及びその遺族が「花岡事件について、すべての懸案が解決したことを確認し、今後日本国内はもとより、他の国及び地域において一切の請求権を放棄することを含むものである」との規定です。花岡裁判の原告は11名でしたが、和解の対象、信託金の支給対象者は11名の原告ばかりではなく、986名被害者の全員です。言い換えれば、この裁判に参加しなかった被害者も補償を受ける権利がありますが、逆に、和解の内容に対して不満をもっている、新たに裁判を引き起こすことができなくなります。この一括解決方式に喝采する原告・被害者もいれば、反対する人もいます。これは現実です。

花岡和解はすべての当事者を満足させることはできませんでした。中国人強制連行・強制労働の被害者と鹿島建設の代表者は和解を慶ぶ握手もしませんでした。この意味で言えば、この和解は残念ながら「理想の和解」、「真の和解」ではなかったのです。そのために、被害者と彼らを支援している市民団体は、真の和解に向けて新たな行動を引き起こしました。私は2001年以降を「真の和解に向けて」の時期と名付けました。

原告歌諷らを初めとする被害者が最初に出した要求は、「謝罪」、「賠償金の支払い」、そして「記念館の建立」でした。花岡和解の内容を見ますと、謝罪と賠償金の支払いという要求はある程度、実現

しましたが、記念館の建立は全然手つかずの状態でした。そこで日本の支援者と中国の原告、特に「花岡平和友好基金」管理委員会は和解後、幾つかの事業を始めました。

まず、慰霊事業として毎年、生存者と遺族を中心とする訪日団を中国から派遣しています。なぜ、このような訪日団の派遣が必要なのかというと、被害者が986名もいて、その中には自分のお父さんがどこで死んだのか、いつ死んだのかを全く知らない人もいます。彼らを派遣して、花岡の現場で、お父さんはここで強制労働をさせられて死亡したと

いうことを本人に体験してもらうことが必要ではないかということで、この事業が始められました。2001年から2005年まで、SARSの時期を除いて、毎年、数十人規模の代表団を派遣し、大館市主催の慰霊祭に参



加しています。もちろん、慰霊祭には中国紅十字会の主要メンバーや中国大使館の代表が参列しています。これが第1の事業です。

第2の事業は、受難者(生存者および遺族)の調査、補償金及び育英資金の引き渡しです。レジュメには書いてありますが、2005年11月現在、467名の対象者に所定の賠償金が支払われました。そのうち、奨学金は342人の交付を終えました。また、2005年1月までに、986人のうち、約580名の受難者を探し出すことができました。まだ全く居場所が分からない、本人が生きているかどうか、遺族がどこにいるのかが分からない者は約4割あります。ただ

し、中国紅十字会は力を尽くして『中国青年報』や山東省・河北省・河南省など現地のマスコミなどを利用して情報を収集し、対象者を探しています。公益的機関のサポートがあるから、こんな実績を作り上げることができたなと私は実感しました。

では記念館の建立はどうなっているのか。北京近郊の盧溝橋に抗日戦争記念館があります。現在、花岡関係者は盧溝橋にあるこの記念館の中か隣に「花岡勞工記念館」を造ってもらいたいと願って、中国政府や関係機関に働きかけています。ただし、現在、これはまだ実現していません。一方、大館市には、

現地の市民団体2002年6月にNPO法人「花岡平和記念会」を設立しまして、花岡事件の常設資料展示場の建立を目指して全国に寄附を呼びかけました。その結果、2005年11月までに約2000

万円の寄附が集まりました。その中の900万円で約330坪の土地を確保しました。さらに寄附を集めて、「花岡平和記念館」を造るという計画が既に立っています。以上が花岡和解の後の取組みです。

本日、私が一番強調したいのは、花岡和解の意義と教訓です。この和解にはどういう意味があるのでしょうか。それは、「そもそも和解とは何なのか?」との問いから考えなければならない。一般的に「和解」と言えば、裁判の中で勝訴でもなければ敗訴でもない、引き分けをイメージします。しかし、花岡和解はそのような和解ではありません。裁判で最上の方策としての勝訴はできそうもないから、

次善の策として和解しかないという発想からの「和解」ではありません。花岡和解は、過去の戦争中の不幸な出来事について、ある程度認識が一致し、戦争によって生み出した憎悪をなくした上で、原告と被告の双方が前向きに協力し、共に明るい未来を迎えようという歴史の和解を意味するのではないかと思います。私は、この和解を評価しています。なぜかというと、裁判における勝ち負けの判決は新たな恨みや不満、ひいては憎悪を招く可能性があるからです。判決による真の和解の実現が可能かどうか、私は疑念を持っています。

ここで、国家間の真の和解のために良い知恵を出した二人の中国側の指導者の話を簡単に紹介します。一人は蒋介石です。1945年8月15日、昭和天皇の玉音放送後1時間足らずで、中華民国国民政府主席蒋介石は、重慶で全国の軍民及び世界の人々に向けてラジオ演説を行いました。彼はその中で次のように言っています。

「わが中国の同胞は『旧悪を念わず』『人に善をなせ』という教えが、実にわが民族の伝統的な至高至貴の徳性であることを、よく知るべきです。われわれが一貫して声明してきたように、日本の好戦的な軍閥だけが敵であり、善良な日本人民は決して敵と認めないのです。いまや敵はわれわれ盟邦の協力によって、打倒された。われわれは当然、敵をして、厳密に、かつ忠実に、降伏条件を履行させねばなりません。しかし、われわれは、敵に対して報復を企図すべきではなく、いわんや日本の無辜の人民に対しては、決して汚辱を加えてはなりません。われわれは彼ら人民に対しては、ただその独裁軍閥に愚弄され、圧迫されたのを憐れむだけであり、彼らにその錯誤と罪悪とをよく自覚させ、それから脱却させるようにしたい。繰り返していますが、もし敵がかつて行った暴行に答えるに暴行をもってし、また敵がかつて誇った誤れる優越感に報いるに侮辱をもってするならば、それは、すなわち冤冤相報いて、永遠に止まるところがなく、これは決してわが仁義の師の目的とするところではありません。これはわれわれ軍民、同胞の一人一人が今、特別な注意を払わなければならないことです」。

この演説の中で「暴に報いるに暴をもってする勿れ」と提唱している有名な言葉は、後によく言われる「以德報怨」、すなわち「徳をもって怨みに報いる」という日中関係の原則の起源であると思います。

もう一人は、鄧小平です。1978年10月23日、「日中平和友好条約」批准書交換のため国賓として訪日している鄧小平副総理は天皇陛下と会見しました。その席において天皇陛下は、「両国の間には非常に長い歴史があり、その間には一時、不幸な出来事もあった」と語りました。実は、このお話に鄧小平はショックを受けました。事前に、二人の会話の中では歴史問題については全く触れないという約束をしていたのに、急にこういう話が出たからです。鄧小平は天皇陛下のお話を受けて、「過ぎ去ったことは過去のものとして、今後は前向きに両国の友好関係を建設し進めていきたいと思います」と述べました。これは日中間の歴史の和解が実現した歴史的瞬間だと私は思います。

「和解」とは基本的にはこういうものだと考えています。加害者は被害者の痛みを思い知ること、被害者は加害者に復讐ではなく寛容の心を持つこと、そして常に意思を疎通して前向きに努力することにより、初めて真の歴史和解が可能になるのではないかと思います。このような和解が実現できれば、それは一番理想的な歴史の和解方法で、ベストチョイスであるかもしれません。

花岡和解をどう見ればいいのか？私は、歴史的に見ても花岡和解が画期的なことだと高く評価します。今後、歴史問題について国家間又は企業間の交渉の際、花岡和解が示した知恵、例えば、「和解方式」「和解による歴史問題の全体解決方式」「信託又は基金方式」「公益機関の介入」などから、あるヒントを得ることができるかもしれません。その点についての議論は時間の関係で省略させていただきますが、なぜ花岡和解が実現したのかについては、とても重要なことなので、少しだけお話しします。

私から見ると、2つの理由があります。1つは、日本の民間人の私心なき支援です。もう1つは、鹿島建設のある程度の良心的な対応があったことではないかと思っています。

まず、民間人の私心なき支援について説明します。ご承知のように、戦争で犠牲になるのはいつも貧しい階層の民衆です。強制連行・強制労働に遭った花岡の被害者も例外ではありません。悲痛な思いで殺害された、又は餓死した418名の死者が、自分自身の苦しみも悲しみも怒りも語る事ができないまま、死んでしまいました。裁判で勝訴であれ、和解であれ、彼らは自分の目で償いを確かめることはもちろんできません。現在、花岡和解が実現したといっても、亡くなった418名の被害者は既にそれを見ることはできません。この事実を私たちは理解しなければなりません。同時に、生存者や遺族は、長期的に肉親や友人を失った怨みを飲み込んで、困窮の生活を続けなければなりません。私は河北省で農村調査をしている時に、彼らの生活の貧困さを初めて知りましたが、彼らのほとんどは、余剰のお金もなく、交通手段もなく、法で自分の身を守るようにとアドバイスしてくれる知人のつてもありません。こういう状況の中では、彼らに法的支援、経済的な支援を行わなければ、彼らが自分の尊厳や名誉の回復のために自ら裁判を起す、ましてや外国で裁判を起すことは到底不可能です。幸いに、日本及び中国には、強制連行の悲劇に遭った家族の



図4 「中国人強制連行を考える会」編纂資料

苦しみや悲しみを誠実に想起する人や、犠牲となった人たち一人一人の不幸を心に刻むように思い起こす人、犠牲者の悲しみ、怒り、悔しさに思い至ることのできる人が多くいます。この中に多くのボランティアがいます。絶対的な支援をしていた中国人強制連行を考える会の人々(図4)、大館市の市民と市民団体、在日の華僑・華人たち、さらに宗教関係者はこういう方々にあたります。彼らの私心なき支援がなければ、もちろん花岡事件の真相究明と花岡裁判はできませんでした。

では、鹿島建設の対応はどうでしょう。近年、日本では戦後補償の問題について、一部のマスメディアはよくイデオロギーの問題として簡単に片付ける傾向があります。しかし、問題の本質はイデオロギー云々の問題ではありません。戦時中に日本軍、日本政府、日本企業が、いわゆるお国のために隣人にどのような被害を与えてしまったのか、その事実を直視しようという「国家」と「企業」、さらにその事実をきちんと見ようという「人間」としての誠実さを持っているかどうかの問題の本質です。具体的に言えば、強制連行の被害者、犠牲者を思いやり、彼らの不幸を悲しむ人間としての感性、モラルを持っているかどうかの問題です。この基準に照らしてみると、鹿島の対応は、十分ではないと思いますが、他社に比べてみれば、ある程度社会に対して良心的な対応をしていたのではないかと思います。先ほど紹介したように、鹿島は公開書簡提出の前から、作業場で血を流した中国の方々に対して深い哀悼の気持ちを持っていました。鹿島側のある弁護士は、「哀悼の気持ちと法的責任は違う」とこだわりながら、「花岡事件の原因について双方の認識の違いがありますが、その事件は戦時中に起きた大変悲惨な出来事であると認識しています。また、こうしたものの解決が長年の問題になっていたことも不幸なことでした」と言いました。

鹿島は基本的に、弁護士の言葉を借りて言えば、法的な責任ではなく、道義的な責任で対応してきま

した。1999年、東京高裁より「和解による解決」という職権勧告が来たとき、先ほど紹介したように、彼らは、それはやぶさかではない、と言いまして、和解のテーブルに着くことにしました。しかも、私が最も立派だと思っていたのは、鹿島建設が和解をずっとあきらめなかったことです。最終的に和解に応じた鹿島建設の決断を称賛するとの評価がありますが、その最終決断の決め手は何だったのかについては、東京高裁の新村正人裁判長さえ「何か非常に強い、不思議な力が働いたとしか思えない」と語っています。1つの証言を紹介します。鹿島側の弁護士は私達に次のように語りました。「長い間交渉して、会社としても努力してきたので、決裂ではなく、長年の懸案を解決したいという気持ちが強かったのだと思います。企業にとっては、株主に対して支出金額の根拠を十分に説明することが必要ですから、金額的な開きを調整することは大変でした。余りに開きが大きく、和解が不可能ではないかと思ったことも一時はありましたが、和解をあきらめてしまったことはありませんでした。お互いに理解できるというところまで歩み寄ることができました」と。

先ほどお話したように、花岡和解はすべての当事者を満足させることはできませんでした。和解直後、中国人強制連行・強制労働の被害者から鹿島建設に対する不満が噴出しました。完全勝訴を確信している一部の被害者は、「和解」という言葉を甘美の言葉として理解するのではなく、むしろ裁判中の「挫折」として受け止めています。そのため、花岡和解に納得しない当事者がいます。何よりも一番寂しいことは、11名の原告のなかの2名がその和解を拒否していることです。

なぜこんなことになってしまったのか？理由は色々ありますが、私から見ると、少なくとも2点を挙げるができると思います。1つ目は、鹿島が418名の死者の死を当たり障りのないことの如く言ってしまったことです。2つ目は鹿島が法的責任を認めないところにあるのではないかと思います。

2000年11月29日、すなわち、花岡和解の当日、鹿島建設の担当者は「花岡事案和解に関するコメント」をマスコミに配布し、自社のホームページにも掲載しました。そのコメントはこのように書いてあります。「昭和19年から昭和20年にかけて、当時の日本政府の閣議決定による中国人労働者内地移入政策に基づいて、当社花岡出張所（秋田県大館市）においても、多くの中国人労働者が労働に従事されました。戦時下でありましたので、この方々の置かれた環境は大変厳しいものであり、当社としても誠意をもって最大限の配慮を尽くしましたが、多くの方が病気で亡くなるなど不幸な出来事があり、このことについては、深く心を痛めてきたものであります。」さらに、「高裁（東京高等裁判所）から和解のお話があり、当社は提起された訴訟内容については当社に法的責任はないことを前提に、和解協議を続けてまいりました。」という記述もあります。そして、最後に、「裁判所の勧告により鹿島建設は資金を拠出したしましたが」「本基金の拠出は、補償や賠償の性格を含むものではありません」とあります。

418名の死者は病気で亡くなったかのような軽々しい言い方、法的責任を認めないこと、拠出金は賠償金ではないという主張、これらが和解直後にマスメディアに向けて発出されました。このコメントを鹿島の「村八分」への対策として好意的に理解している人もいますが、被害者としての原告や彼らを支えている支援者はやはり鹿島建設の誠意に対して疑念を持たなければならなかったのです。原告やその支援者から反論や反発があったのも理解できます。

現在、花岡和解のプロセス、苦難に満ちた道程、その歴史的現実的意義を十分理解せず、花岡和解を否定する人、さらには原告を支援してきた人々まで批判する人がいます。私は、花岡和解を通して戦後和解の難しさを実感しています。

ご清聴ありがとうございました。(拍手)。

■資料①

一九四四年 次官会議決定（抜粋）

華人労務者内地移入ノ促進ニ関スル件（昭一九・二・二八・次官会議決定）

昭和十七年十一月二十七日閣議決定ニ係ル「華人労務者内地移入ニ関スル件」ニ依リ実施シツツアル試験移入ノ成績ハ概ネ良好ナルヲ以テ本件第三措置ニ基キ左記要領ニ依リ本格的移入ヲ促進セントス

第一 通 則

一、本件ニ依リ内地移入スル華人労務者（以下単ニ華人労務者ト称ス）ノ供出又ハ其ノ斡旋ハ大使館現地軍並ニ国民政府（華北ヨリノ場合ハ華北政務委員会）指導ノ下ニ現地労務統制機関（華北ヨリノ場合ハ華北勞工協会）ヲシテ之ニ当ラシムルコト

二、華人労務者ハ訓練セル元俘虜又ハ帰順兵ノ外募集ニ依ル者トスルコト
前項ノ労務者ハ年齢概ネ四〇歳以下ノ男子ニシテ素質優良、心身健全ナル者ヲ選抜スルコトトスルモ可成三〇歳以下ノ独身男子ヲ優先的ニ選抜スル様努力スルコト（中略）

四、華人労務者ハ之ヲ国民動員計画産業中鉱業、荷役業、国防土木建築業及重要工業其ノ他特ニ必要ト認ムルモノニ従事セシムルコト（中略）

第二 使用条件

一、華人労務者ノ使用ヲ認ムル工場事業場（以下単ニ工業事業場ト称ス）ハ華人労務者ノ相当数ヲ集团的ニ就勞セシムルコトヲ条件トシ関係庁ト協議ノ上厚生省之ヲ選定スルコト

2 華人労務者ノ使用ニ当リテハ可及的供出時ノ編成ヲ利用スル如クシ且作業ニ関スル命令ハ日系指導員及華系責任者（隊長又ハ把頭）ヲ通ジ之ヲ発スルコトトシ華人労務者 二対スル直接ノ命令ハ嚴ニ之ヲ慎ムコト

3 華人労務者ノ作業場所ハ朝鮮人労務者又ハ俘虜トハ嚴ニ之ヲ區別スルコト（中略）

第三 移入及送還方法

一、移入及送還ニ要スル経費ハ労務者ノ賃金ヨリ控除セザルコトトシ原則トシテ工場事業場ノ負担トスルモ差当リ要スレバ国家補償等適當ノ方途ヲ講ズルコト（中略）

四、国家補償ノ方法及限度等ニ付テハ別ニ之ヲ定ムルコト

■資料②

共 同 発 表

1990. 7. 5 東京にて

1944年から1945年にかけて、株式会社鹿島組花岡鉱山出張所において受難した中国人生存者・遺族が今般来日し、鹿島建設株式会社を訪問し、次の事項が話し合われ認識が一致したので、ここに発表する。

1. 中国人が花岡鉱山出張所の現場で受難したのは、閣議決定に基づく強制連行・強制労働に起因する歴史的事実であり、鹿島建設株式会社はこれを事実として認め企業としても責任があると認識し、当該中国人生

存者およびその遺族に対して深甚な謝罪の意を表明する。

2. 中国人生存者・遺族は、上記事実に基づいて昨年 12 月 22 日付けで公開書簡を鹿島建設株式会社に送った。鹿島建設株式会社は、このことについて、双方が話し合いによって解決に努めなければならない問題であることを認める。

3. 双方は以上のこと及び「過去のことを忘れず、将来の戒めとする」(周恩来)との精神に基づいて、今後、生存者・遺族の代理人等との間で協議を続け、問題の早期解決をめざす。

■資料③

「和解条項」抜粋

平成九年（ネ）第五七四六号 損害賠償請求控訴事件

控 訴 人 耿 諄 外 10 名
被 控 訴 人 鹿島建設株式会社

和 解 条 項

一 当事者双方は、平成二年（一九九〇年）七月五日の「共同発表」を再確認する。ただし、被控訴人は、右「共同発表」は被控訴人の法的責任を認める趣旨のものではない旨主張し、控訴人らはこれを了解した。

二 被控訴人は、前項の「共同発表」第二項記載の問題を解決するため、花岡出張所の現場で受難した者に対する慰霊等の念の表明として、利害関係人中国紅十字会に対し金五億円を信託する。

四 利害関係人は、本件信託金を「花岡平和友好基金」として管理し、以下のとおり運用する。

1 受託者は、本件基金の適正な管理運用を目的として「花岡平和友好基金運営委員会」を設置する。（中略）

3 本件基金は、日中友好の観点に立ち、受難者に対する慰霊及び追悼、受難者及びその遺族の自立、介護及び子弟育英等の資金に充てるものとする。（中略）

五 本件和解はいわゆる花岡事件について全ての懸案の解決を図るものであり、控訴人らを含む受難者及びその遺族が花岡事件について全ての懸案が解決したことを確認し、今後日本国内はもとより他の国及び地域において一切の請求権を放棄することを含むものである。

利害関係人及び控訴人らは、今後控訴人ら以外の者から被控訴人に対する補償等の請求があった場合、第四項第 5 号の書面を提出した者であると否とを問わず、利害関係人及び控訴人らにおいて責任をもってこれを解決し、被控訴人に何らの負担をさせないことを約束する。

以 上

■資料④**二〇〇〇年四月二一日に裁判所が述べた見解**

裁判所は平成二年（一九九〇年）七月五日の時点で、同日付共同発表にあらわれたような決意を表明した被控訴人会社の見解に深甚の敬意を表するものである。しかし、その一方、既に一〇年になんなんとして未だに共同発表第三項に謳われた「協議」に基づく「問題の早期解決」が実現していないことを残念に思う。

いわゆる戦後補償の問題解決にはいろいろな困難があり、立場の異なる双方当事者の意向がたやすく一致し得るものでないことは事柄の性質上やむを得ないところがあると考えられる。裁判所が、公正な第三者としての立場で調整の労をとり一気に解決を目指す必要があると考えて和解を勧告してきたゆえんである。しかし、開きは依然として大きく、裁判所の調整の努力も限界に達したように思われる。

この上は裁判所が和解案の骨子を提示して当事者双方にこれを受諾するか否かの最終の決断を迫るしか途は残されていないと考える。裁判所は和解を勧告する過程で折りにふれて裁判所の考え方を披瀝してきた。もちろん和解が成立しない場合には判決で請求権の存否につき判断しなければならないので心証を開示することは許されず、留保付きのものであると断ってきたが、そのような制約の下で可能な限り和解成立に向けて裁判所の意図するところが決して無理なものではなく、かえって合理的なものであることを、いわば腹のうちを打ち明けてお話ししたつもりである。

今回提示する和解案の骨子はその線に沿ったものであることは一目して明らかであると思われる。

本件が和解によって解決を見ることの意義は、社会的、歴史的にみて、判決によった場合のそれと比して数倍の価値があると思われる。当事者双方ともその意義を改めて認識し裁判所の意のあるところを汲んで、共同発表からちょうど一〇年、西暦二〇〇〇年という記念すべき年に当たって賢明な決断をされるよう切に願う次第である。

■資料⑤**裁判所所感**

控訴人らは平成七年（一九九五年）六月二八日東京地方裁判所に本件損害賠償請求訴訟を提起し、被控訴人はその法的責任を争ってきた。控訴人らの主張の基調は、受難者は、第二次世界大戦中の日本政府の方針、すなわち戦時中の労働力に不足に対するため中国人俘虜等を利用するという国際法に違反する扱いによって強制連行され強制労働に従事させられるとともに虐待を受けたというものである。これに対し、被控訴人の主張の基調は、花岡出張所における生活については、戦争中の日本国内の社会的・経済的状況に起因するもので、被控訴人は国が定めた詳細な処遇基準の下で食糧面等各般において最大限の配慮を尽くしており、なお、戦争に伴う事象については昭和四七年の日中共同声明によりすでに解決された等というものである。控訴審である当裁判所は、このような主張の対立の下で事実関係及び被控訴人の法的責任の有無を解明するため審理を重ねて来たが、控訴人らの被った労苦が計り知れないものであることに思いを致し、被控訴人もこの点をあえて否定するものではないであろうと考えられることからして、一方で和解による解決の途を探ってきた。そして、裁判所は当事者間の自主的折衝の貴重な成果である「共同発表」に着目し、これを手がかりとして全体的解決を目指した和解を勧告するのが相当であると考え、平成十一年九月一〇日、職権を

もって和解の勧告をした。 広く戦争がもたらした被害の回復の問題を包む事案の解決には種々の困難があり、立場の異なる双方当事者の認識や意向がたやすく一致し得るものでないことは事柄の性質上やむを得ないところがあると考えられ、裁判所が公平な第三者としての立場で調整の労をとり一気に解決を目指す必要があると考えたゆえんである。 裁判所は、和解を勧告する過程で折りに触れて裁判所の考え方を率直に披瀝し、本件事件に特有の諸事情、問題点に止まることなく、戦争がもたらした被害の回復に向けた諸外国の努力の軌跡とその成果にも心を配り、従来の和解の手法にとらわれない大胆な発想により、利害関係人中国紅十字会の参加を得ていわゆる花岡事件について全ての懸案の解決を図るべく努力を重ねてきた。 過日裁判所が当事者双方に示した基本的合意事項の骨子は、まさにこのような裁判所の決意と信念のあらわれである。

本日ここに、「共同発表」からちょうど一〇年、二〇世紀がその終焉を迎えるに当り、花岡事件がこれと軌を一にして和解により解決することはまことに意義のあることであり、控訴人らと被控訴人との間の紛争を解決するというに止まらず、日中両国及び両国国民の相互の信頼と発展に寄与するものであると考える。 裁判所は、当事者双方及び利害関係人中国紅十字会の聡明にしてかつ未来を見据えた決断に対し、改めて深甚なる敬意を表明する。

平成一二年十一月二九日

東京高等裁判所第一七民事部

裁判長裁判官 新村 正人

判官 宮岡 章

裁判官 田川 直之

■資料⑥

和解成立についての談話メモ（抜粋）

2000年11月29日

弁護士 新美 隆

1 本日の和解成立を見届けて、11名の控訴人（原告）の代理人として、また中国紅十字会の代理人として、コメントをします。

本日の和解は、内外を問わず多くの人々が待ち望んでいたもので、歴史的に見ても文字通り画期的なものです。昨年9月10日の東京高裁17民事部の職権和解勧告からすでに1年余を経過しました。この期間中に孟繁武、王敏の二人の原告を失い、一審中に亡くなった李克金を含め3名の方々が、本日の結末を見届けることができなかったことは、誠に残念です。

この1年余の和解協議においては、正に第1歩を踏み出す者のみが味わわなければならない「生みの苦しみ」がありました。

本日の和解は、日中間の戦争が残した問題がなお解決しなければならないものであると同時に、日中友好という観点から解決できることを示したものです。裁判所が述べられたように20世紀終焉の時にあたって、本日の和解は、来る世紀への日中友好の一層の進展に向けて、ひとつの輝く架け橋になるものと信じています。

支援・支持していただいた内外のみなさんに心から感謝申し上げます。

本件和解の意義を認めて、50年来の懸案という頸木を絶つ決断をされた鹿島建設の役員の皆様に敬意を表します。

そして、花岡事件解決の歴史的意義を深く認識し、固い信念と決意をもって困難至極の和解協議を忍耐強く指揮した東京高裁 17 民事部の新村裁判長をはじめとする三名の裁判官諸氏に対して心から感謝申し上げます。日本司法の歴史認識と度量を十分に示し司法の役割を果たされたことに深甚なる敬意を表します。(中略)

3 和解条項についてのコメント

第1項 1990年7月5日「共同発表」(資料参照)は、戦後補償を求める動きの嚆矢ともいべきもので、当時、各方面に大きな衝撃を与えたものです。

この共同発表は、1989年12月22日付の公開書簡での耿諄ら生存者らの要求を受けたもので、周恩来総理の「過去のことを忘れず、将来の戒めとする」との高い理念に基づいています。

但し書で、法的責任について触れていますが、これは、鹿島建設側が当初、法的責任を認めた趣旨のものではないことの確認を求めて来たのに対し、これが拒否された上で表現されたものであって、法的責任のないことを認めたものではありません。

これまでの日本の戦後補償に関する和解例では、法的責任はおろか何らかの責任を表明した例はなく、強制労働に関するドイツの先例や基金においても、法的責任のないことを確認することが前提となっていることからしても、この条項の但し書きは、共同発表の訴訟上の和解での再確認とともに画期的なものと言えます。

第2項 今回の和解の最大の特徴は、原告11名の解決ではなく、全体的解決をはかろうとする点にあります。この法的構成として、信託法理を適用し、かつ中国人強制連行問題に歴史的にも関わり国際人道活動に顕著な実績にある中国紅十字会が利害関係人として和解に参加し、信託の受託者となりました。

信託金額については、裁判所の所感にもあるようにこれまでの諸外国の事例も考慮した上で裁判所が総合的に判断して勧告されたものです。この事情の中には、986人の被害者については、すでに55年を経過していることから調査の実効性の不確定さも含まれているものと理解しています。

信託金額については、当初、原告側においても強い戸惑いがあったことは事実ですが、裁判所の強い信念と決意を理解し、和解解決の歴史的意義を評価して同意したものです(なお、本件訴訟での原告ら11名の請求総額は、弁護士費用を除けば、合計5,500万円です。)

第4項 本件信託金は、「花岡平和友好基金」として、運営委員会によって運用管理されます。運営委員会の委員は9名以下を定員として、控訴人(原告)らが、選任しますが、内1名は、鹿島建設が希望するときはいつでも委員を派遣することができるようになっています。本日以降、すみやかに運営委員の選出が控訴人(原告)団によって行われる運びになっています。運営委員会が定める一定の金額が、被害者に支払われますが基金独自の事業にも使用されます。

第5項 全体解決となることを保証する条項です。

なお、鹿島建設が、1990年7月5日の共同発表という合意文書に表された率直な事実認識と深い反省にもかかわらず、訴訟になって以降、和解成立までに一部(純粋な法的主張ではなく)この共同発表の精神に反するかの如き主張を繰り返したことが、中国人被害者の強い反発と不信をかったことを原告側の率直な気

持ちとして付言したいと思います。長年の敵対関係を友好関係に転換するためには大きな勇気が必要であることは言うまでもありません。本日の和解を契機にして、鹿島建設において歴史事実を直視し、日中友好の大道を堂々と歩まれんことを衷心より期待したいと思います。

以 上

(すべての資料 「中国人強制連行を考える会」 配布)

フロアーとの質疑応答

進行： 金 範洙 氏（東京学芸大学大学院博士課程、SGRA 研究員）

(金) 早速、質疑応答の時間に入りたいと思います。私は進行を担当する、連合大学院の金範洙です。今年、日韓関係の近代史をテーマにして博士論文を提出しました。SGRA 研究員です。本日は、小菅信子先生と李恩民先生からご講演頂きましたが、これに対して質疑もしくはご意見がある方は、手を挙げて質問していただきたいと思います。ちょっと重い話になるかもしれませんが、軽くはならないと思いますが、軽い気持ちで積極的に質問してください。

(五十嵐) 小菅先生にお聞きします。お時間がなくてお話しできなかったのだと思いますが、日英関係にはうまくいっていることと、余りうまくいっていないことがあって、日中関係でもそれがあるとおっしゃっていましたが、日英関係でうまくいっていることを今の日中関係に応用できるとしたらどんなことがあるのか、教えていただきたいと思います。

(小菅) まず、具体的な事例を幾つか挙げたいと思います。第一に、日英間では合同慰霊のための相互訪問で盛んに行われてきましたが、日中の民間の発意で、特に若い世代を中心に、共通の追悼の場



を造るプロジェクトを両国で進めていくことができないうかと思いますが。たとえば、イギリスでは、2001年にブレア首相が、ミレニアム・プロジェクトというものを進めて、その一貫として、イングランド中央部のスタッフォードという所に国立追悼墓苑を新たに造るということになりました。第二次世界大戦に関係する慰霊碑や記念碑を立てるので、日英の和解の森も造りたいからお金を集めてきてほしい、寄附を募ってほしいということと、かつてビルマで日本と戦った英国人のフィリップ・メイリンズさんから頼まれました。桜や紅葉を植えるとか、いろいろとロマンチックなアイデアをその方が立てました。日本にも国立の追悼施設を造ろうという案がありますが、民間人が越境的な慰霊施設を国の追悼公園の中に造るというアイデアが面白いと思ったので手伝いました。共同通信などから配信してもらったら、日本国内で40～50本の植樹寄付が集まりました。この姉妹メモリアルを、翌年、私の勤務する山梨学院大学のキャンパスに造りました。大学側が趣旨に賛同してくれたのですが、こちらについては有志の日本人学生がたいへん活躍しました。このプロジェクトは日英間の戦争と平和、そして環境の問題について、若い世代にとって教材の役割も果たしました。日中間でも民間レベルで、哀悼の場を創出するための共同作業を展開できたらよいのではないかと思います。「こんな追悼施設が日中間にあれば」みたいなかたちで、具体的な造園デザインも含めて、公募のようなものをしてみるのもユニークではないでしょうか。

第二に、歴史についてのオープンで友好的なディスカッションの場を、日中の民間レベルで創造し、

継続させていくことができないでしょうか。先ほども申し上げましたが、2005年秋、イギリスのロンドンにある戦争博物館に日英の研究者と元軍人たちが集まって公開シンポジウムを開き、日英和解について議論しました。10年前の1995年には、アメリカのスミソニアン博物館の原爆展が拒絶されるという騒ぎがありました。イギリスでも非常に反日的な、「日本は過去を反省しなければいけない」とする騒ぎがありましたが、それから10年して、イギリスの戦争の記憶、言うならばナショナリズムの牙城みたいな所で、日英和解の公開シンポジウムが開催できたのです。しかも、イギリスの外務省も博物館もお金を出しました。イギリス人、ヨーロッパ人がこういうものにお金を出すということはかなり珍しいことですよね。私がかかわっている限りは、ずっと日本側が村山基金のような形で出してきました。しかし、2005年のシンポジウムにはイギリス側も出資しました。日中間でこういう会合をすぐに持つというのは無理でしょうから、まずは、ディベートよりもディスカッションを目的とする会合を、歴史をテーマに何度でも根気よくもっていくことが大事だと思います。最低でも10年は続けてみてはいかがでしょう。その際、大事なことです。こうしたプロジェクトのコーディネーターは、意見の相違よりも共通点や合意に敏感でなくてはなりません。イギリス人研究者でコーディネートの上手な人は、喧々囂々の議論のなかでも共通点や合意点をたくみに発見し、話をそちらへとシフトさせていきます。できるかぎり日中間の見解の合意点や共通点に注目し、それらを深化させていくことのできるコーディネーターが必要です。

第三に、史料集の編纂を日中間で行うことができないでしょうか。現在、日中韓で共通の教科書を作成しようという計画が進められていますが、「歴史叙述」を共有することは一国内でも難しいことですし、実は、日英の共同歴史研究プロジェクトでもかなり難しい部分があったと聞いています。まず「史料」を共有し、共に「批判」するという課題から着

手していけないでしょうか。史料の公開状況という問題は確かにありますが、これも、いずれにせよ時間をかけて取り組まなければならない問題ですので、たとえば二国の研究者でもって欧米諸国の該当期の日中関係資料の収集から着手するというだけでもよいと思います。

第四に、合意の尊重ということをお話ししたいと思います。靖国問題について、私は決して小泉さんの肩は持ちません。先ほどお話ししたように、A級戦犯の人たちは極悪な罪人、悪のアレゴリーではありません、しかし、第二次世界大戦後の対日関係修復のあり方としてベストの方策ではなかったとしても、最も可能なピースメイキングのあり方が東京裁判であったと私は考えています。ニュルンベルグ裁判に比べたら二流裁判です。しかし、あれは、あの裁判は、戦争中の憎悪をぬぐい去り、復讐心を抑制するための、旧敵間での妥協のしどころだったのです。いかに不満が残ろうと、いったん取りかわした合意に関わる内容を一方的に覆すようなことを、首相がするのは決して良いことではありません。賠償放棄に関する問題についても同じことがいえます。戦後補償問題は、犠牲者の属する国家が取り組むか、加害国の民間団体が取り組むか、あるいは犠牲者と加害者が（裁判用語としての）和解によって解決していくべき問題であると私は考えています。サンフランシスコ講和条約は、かくも悲惨な戦争を終わらせるための合意でした。こうした合意は尊重されるべきです。これは、日英・日中を問わず、日本の過去をめぐる現在の問題を解決していく上で最も基本的なポイントです。

第五に、多様性と民主化社会についてです。過去をめぐる問題について感情論にのって白黒の議論をしていると、そのうち和解は本当に難しくなっていく恐れがあります。民主化された社会は、そもそも非常に感情的です。ただ、その一方で、個人の意見や個人の意向を尊重する社会でもあります。そして、多様性を許容する社会の存在しないところ

で、戦後和解という課題に取り組むことは極めて困難です。そう言うと、中国が民主化することはない、小菅は結局、日中和解はできないと言っているのではないのですかと言う方がいらっしゃいますが、そんなことはありません。中国は日本と体制が違おうとよく言われますが、もちろん違う部分もある、しかし共通点もあります。それに、そもそも1945年の段階で、60年後の日本で、これほど豊かで平和な民主化社会が実現すると思っていた人は、この世界に何人いたでしょう。中国はもちろんのこと、日本社会も今後さらに成熟していくのではないのでしょうか。私たちも自国の「民主化」社会の何たるかを考えていかななくてはなりません。

あと2つ補足させてください。イギリスで対日戦後補償裁判を進めていらした方にアーサー・ティザリントンさんという方がおられます。日本軍の捕虜だった方です。実は、花岡事件の新美さんという弁護士は、連合国捕虜の補償裁判にもかかわっていらしたので、私も存じ上げています。非常に印象的だったことは、1993年だったと思うのですが、ティザリントンさんのグループの、大変有能な裁判担当の弁護士が日本にいらっやって、元英軍捕虜の人と一緒に記者会見をしました。記者会見が終わってから、そのイギリス側の弁護士が、何とか日本人で裁判を支援してくれるグループを立ち上げて欲しい、そういう人たちから少しでもいいから裁判費用をサポートしてもらいたい、お金がないというより、そういう形を取りたいと強くおっしゃいました。しかし、日本の弁護士グループの方



が「それは難しいですね…従軍慰安婦のような裁判であれば、日本人は進んで支援するだろうけれど」とおっしゃいました。私も発言を求められたので、「おっしゃるとおりだと思います」と言ったら、イギリスの弁護士さん、マーティン・デイさんとおっしゃるのですが、ものすごく残念な顔をしていました。日本人の関心が低いというのはやはり日英ケースの弱みだと思います。

もう1つは、ヨハン・ガルトウングという平和研究者で、構造的暴力の概念や積極的平和の概念を出した人が、和解のプロセスについて日本で講演をしたことがありました。それは日中、日韓和解の推進者のための講演だったのですが、ガルトウングは次のように提案しました。東アジアの戦後和解を促進するために、日本人と中国人と韓国人は、日本が戦争をして日本が植民地支配をしたとしても、それはつまるところ帝国主義や植民地主義というヨーロッパ起源のシステムが悪かったことに最大の原因があるということ、まずお互いに認知してはどうかと。つまり、根本的な落ち度はお互いの中ではなくて、外部にあって、それはイギリスなどの欧米諸国が東アジアに持ち込んだものにあっただと。この提案には問題はありますが、たしかに1つのアイデア、東アジアの和解を促進するための発想であるかもしれません。ただ、植民地後和解の問題はあらためて検討していく必要があると感じます。

(金) この問題に関しては、私も歴史をやっている人間として、司会ではなくて客席に座って、いろいろな先生からの意見を拝聴したかったのですが、今は時間がないので、それは懇親会のときをお願いします。では、李先生に質問がある方、一人だけ質問をお受けします。

(韓) 恥ずかしいのですが、歴史については余り詳しくありません。花岡で受難した中国人は、日本に行った労働者ですか、あるいは中国から連れ出された労働者ですか。また、頂いた資料に「アメリカ軍



はこういう事実を確認した」という文がありますが、この事件の中でアメリカ軍はどのような役割を果たしているのでしょうか。

(李) まず1つ目の、彼らはなぜ日本に来たのか、自分で来たのか、強制連行されたのかという質問についてお答えいたします。先ほど、1942年に東条内閣によって行われた華人労務者の移入についての閣議決定を紹介しました。当時、日本には労働力が不足しており、軍需企業や戦争に関連する企業はどうしても重労働力が必要でした。そこで、日本政府は中国現地の日本軍、日本大使館などに労働力の確保を求めました。花岡に連行された900名余の労働者の情報を基に分析しますと、当時、日本側は主に3つの手段をとっていたことが分かりました。第1に募集という形を執りました。中国の傀儡政権と連携して労働者の募集をしました。当時の鹿島組と華北労工協会との間の契約書が残されていますが、信憑性はないと言われています。なぜかという、花岡事件の生存者で自分が契約書を見たと言った人はいなかったし、なによりも、契約書に署名した鹿島の「副社長 鹿島清吉」という人物は、実在した人物ではなかったからです。募集は形だけではないかと思われま。第2は俘虜の強制連行です。実は、花岡訴訟の原告の指導者、耿諄さんは、当時、国民

党軍（中国政府軍）第15軍の連隊長でした。もう一人の原告、王敏さんは中国共産党の八路軍のゲリラ小隊長でした。本来ならば捕虜は国際法によって保護されなければならないのですが、日中間では宣戦布告がなされていなかったためか、日本側は、国際法のルールを守らないまま、俘虜収容所の俘虜の多くを日本に連行しました。第3は拉致です。農民たちが自分の家で普通の生活をしていたときに、掃討作戦のために村に入った日本軍が、「抗日の情緒あり」ということで彼らを連行しました。これは拉致ですね。彼らは大体この3つのいずれかの形で日本に来ました。連行された人の年齢は、最高が67歳、最低が16歳です。その職業を見ますと、農民が一番多く、次に多いのは軍人です。小学校の先生とか商売の人とか、そういう人もいました。

2つ目の質問の、アメリカ軍の役割についてお答えします。我々のイメージとしては、日本は1945年8月15日に敗戦し、その日をもってすべての戦争が終わったという感じがしますが、実は、そんな簡単なことではありません。6月30日、耿諄らは蜂起しました。当時の日本では「蜂起」は「暴動」となりますから、日本側は、暴動を鎮圧し、生き残った全員を逮捕しました。その後、秋田で裁判にかけて、耿諄は無期懲役の刑を受けました。実は、

この裁判は9月に行われました。10月になって初めてアメリカ軍が現地に入り、中国人の強制連行・強制労働の事実を確認しました。その時、アメリカ軍が被害者の写真を撮って戦争犯罪の実態を調査しました。だれが犯罪の責任、特に花岡事件の責任を負うべきか、というと、当時の結論は、基本的には現場の責任者、すなわち花岡出張所の所長とか補導員などということになりました。それで、花岡の現場の者がすぐ戦犯としてアメリカ軍に逮捕され、翌年の1946年3月に東京巣鴨に移送されました。先ほど東京裁判の話がありましたが、それは基本的にA級戦犯の裁判、戦争を企画した人に対する裁判です。東京裁判の判決文には、中国人強制連行・強制労働や花岡事件についての言及がありましたが、実際の裁判は横浜で行われました。横浜裁判はアメリカ第8軍軍事委員会主導のB、C級戦犯への裁判です。この花岡事件の犯罪者はB、C級に所属しており、彼らは1948年3月の横浜法廷で、3名は絞首刑、1名は終身刑、2名の警察官は20年の刑が言渡されました。しかし、その後、国際政治の変化に伴い、1950年代半ば頃までには全員が釈放されました。これが当時の現実です。

(金) もっと意見を頂きたいところですが、極めて残念なことに時間になりました。もっと両先生にご意見やご質問がある方は、この後の懇親会でお願いしたいと思います。

今日は、冒頭のあいさつにもあったように、大変重いテーマというか、過去とか、歴史とかを背負った話で、お聞きになるのも大変だったかなと思います。しかし、逆にいうと、こういう機会はめったにない、非常に貴重な機会だったのではないかと思います。お二人の先生方、本当にありがとうございました。(拍手)

講師略歴

■ 小菅信子 ☆ こすげ・のぶこ ☆ Kosuge Nobuko

1960年生まれ。上智大学文学部卒業、同大学院文学研究科史学専攻博士課程修了満期退学。ケンブリッジ大学国際研究センター客員研究員を経て、現在、山梨学院大学法学部政治行政学科教授。著書に『戦争の記憶と捕虜問題』（共著、東京大学出版会）、『東京裁判ハンドブック』（共著、青木書店）、『戦争の傷と和解』（編、山梨学院大学生涯学習センター）、『Japanese Prisoners of War』（co-edition, Hambledon and London）、『戦後和解：日本は<過去>から解き放たれるのか』（中公新書1804）。訳書に『GHQ日本占領史5：BC級戦争犯罪裁判』（共訳・解説、日本図書センター）、『忘れられた人びと』（シャリー・フェントン・ヒューイ著、共訳、梨の木舎）他。

■ 李 恩民 ☆ リ・えんみん ☆ LI Enmin

1961年生まれ。1983年中国山西師範大学歴史学系卒業、1996年南開大学にて歴史学博士号取得。1999年一橋大学にて博士（社会学）の学位取得。南開大学歴史学系専任講師・宇都宮大学国際学部外国人教師などを経て、現在桜美林大学国際学部助教授、SGRA研究員。著書に『中日民間経済外交』（北京：人民出版社1997年刊）、『転換期の中国・日本と台湾』（御茶の水書房、2001年刊、大平正芳記念賞受賞）、『「日中平和友好条約」交渉の政治過程』（御茶の水書房、2005年刊）など多数。現在、日本学術振興会科研費プロジェクト「戦後日台民間経済交渉」研究中。

あとがき

金 範洙

東京学芸大学大学院教育学研究科

2006年2月10日(金)午後6時30分から9時まで、第22回SGRAフォーラムが東京国際フォーラムにて開催された。SGRA「東アジアの安全保障と世界平和」研究チームが担当した今回のフォーラムには、市民や学生ら48名が参加し、東アジアの平和を願う人々の高い関心を示した。

「戦後和解プロセスの研究」というテーマで、山梨学院大学法学部教授の小菅信子先生が日本と英国の民間レベルで行われた戦後和解活動について、またSGRA研究員で桜美林大学国際学部助教授の李恩民先生が花岡和解をテーマに講演を行った。2つの主題は、戦後和解の観点から東アジアの平和の道を展望するもので、「歴史清算問題」をめぐる対立している東アジアの和解の可能性を模索したテーマでもある。

SGRA代表の今西さんは、開会挨拶の中でフォーラムの主題を「戦後和解」にした主旨や意義について説明したが、渥美財団の母体ともいえる鹿島建設が訴訟対象となった花岡裁判をフォーラムのテーマとして扱う難しさが感じられた。「八方ふさがりの状況に対して何かできることはないか探りたい」という今西さんの言葉は、今の東アジアの現実を何とか打開しようとする強い思いが伺えた。「戦後和解」という、人類普遍的な平凡なテーマが、それを願う人々の心に重くのしかかるのは、東アジアにおける相互理解と平和の定着がいかに難しいかを物語っている。

英国との関係修復を中心に戦後和解のプロセスを紹介した小菅先生の講演では、日本と英国の戦後和解の思想・歴史的背景を踏まえ、その影響や成果など、「和解」をめぐる総合的な考察が行なわれた。民間交流を通じての相互の理解、さらにそのプロセスに関する研究は、国家間の交渉では解決し得ない人々の感情的な対立を解消していく事例を提示した点に大きな意義がある。過去の「敵国」であった日本と英国の和解のように、東アジアの国々も普遍的相互理解の観点からの共有認識が必要であるとした小菅先生の見解は、国家間の相互不信や葛藤が根深い日・中、日・韓の関係に示唆するところが大きい。もちろん、日本と英国との戦後和解のプロセスが、中国や韓国との関係で同様に適用されるとは言いがたい。この問題については、英国と東アジアは異なる歴史的背景を持っており、より慎重な問題への取組みが必要であるという旨の指摘を懇親会で小菅先生からいただいた。しかし、日本と英国との和解のプロセスは、政治的交渉による「歴史清算」が限界を露呈している東アジアがその突破口を考究するに当たり、参考に値する十分な価値があるのではなかろうか。その意味で、小菅先生の講演は、東アジアにおける平和構築の可能性を、和解に達した成功例を通じて提示できたといえる。

引き続き、李恩民先生から花岡裁判の和解のプロセスに関する研究報告がなされた。日本民間企業の戦時中の責任問題を取り扱った花岡裁判は、中国のみならず、日本との間に同様の問題を抱えている韓国でも関心を集めた。そのため、花岡和解が持つ意義や影響は極めて大きい。強制連行や過酷な労働と弾圧によって

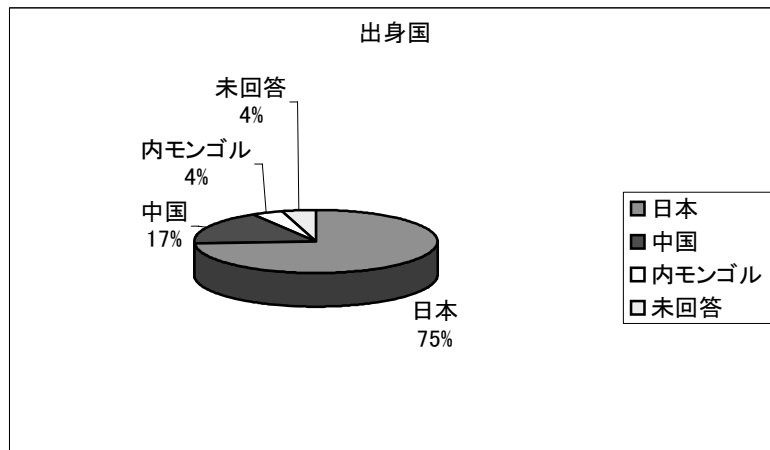
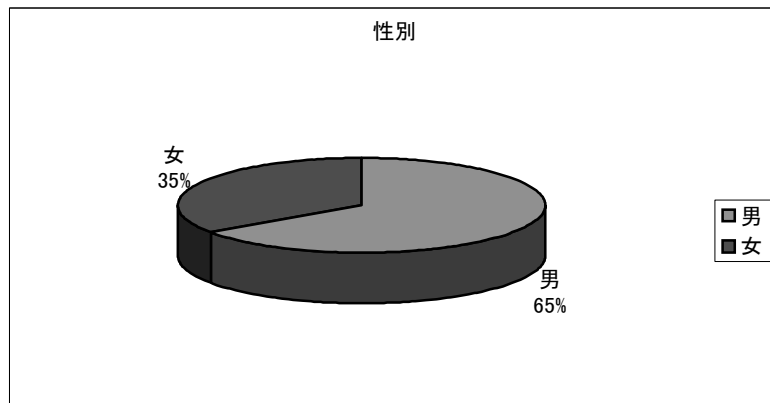
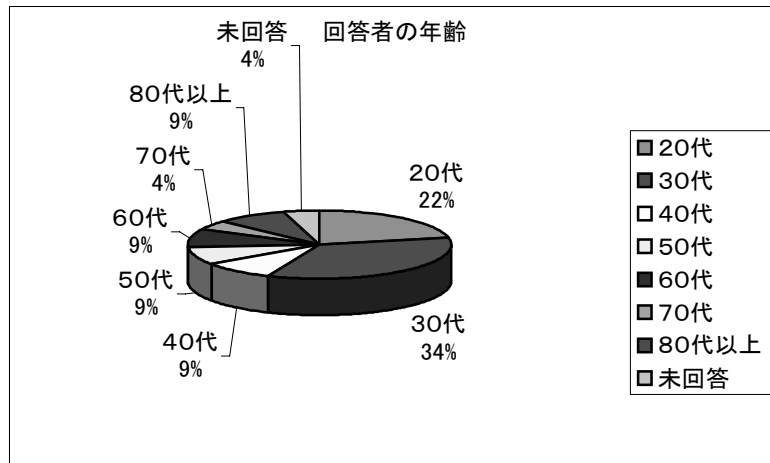
多くの犠牲者を出した悲劇的事件の戦後和解は、単に日・中の二国間の問題だけではなく、韓国を含む東アジアの「歴史清算」と平和共存の可能性を模索している人々に示唆するものがある。一方で花岡和解については、憎悪と不信を乗り越えて和解に至ったという肯定的な評価とともに、「和解」という結果にたどり着いたことに対する批判的な意見も存在する。李先生はこの点について、この和解がすべての訴訟当事者を満足させることはできなかったと言及する。しかし、第2次世界大戦中の日本企業の責任をめぐる「歴史清算」の問題が、当面の課題として東アジア社会の平和構築に影響を落としていることを鑑みると、花岡和解を捉える意見の相違はあるにせよ、そのプロセスや成果までを看過してはいけない。その点で、李先生の研究は高く評価できる。

フォーラム参加者は、東京国際フォーラムの地下1階にあるレストランで開かれた懇親会に場を移して意見交換を行った。今回のフォーラムは、東アジアが過去の呪縛を解きほぐしていく可能性を提示したことで重要な意義がある。敵対や憎悪に満ちた対決、もしくは自己の主張を一方的に貫徹させようとする解決策は、双方において相当な反発を招きかねない。加害者と被害者という二分的な認識に、人類の普遍的な幸福と共存のための努力が加えられるとき、東アジアの真の平和はもたらされるのである。忘却なき平和を願う多くの参加者がその解決策を共に考えたことは、今回のフォーラムの大きな成果といえる。

アンケート結果

第22回SGRAフォーラム

「戦後和解プロセスの研究」に参加して



1. 本日のフォーラムに何を期待されていましたか？

- ・ 日本の外交がもう少しうまく運ぶような視点、示唆を得ること。
- ・ 日本の今後の外交・対外関係の改善のため。
- ・ 内容の深さです。
- ・ 東アジア諸国（特に中国と韓国）から日本の戦後処理に関しての不満が深まりつつある今日、「戦後和解」に向けてどのような展望がありうるか？そして問題の本質が如何なるものであったのか？今後如何なる努力が必要なのか？を知りたかった。
- ・ 戦争歴史問題について、解決あるいは改善できる方法を期待していました。
- ・ 誰がどのような方法で「和解」というものを進めていったのかを知りたかった。
- ・ 平和学・平和教育を研究しているため、その分野での新しい知識を得たかった。
- ・ ①戦後和解の最大の問題である中・韓との和解の方法のヒント ②中・韓はよく戦後処理の問題について話題になるが、それ以外の国々との和解は本当になしえているのかについて。
- ・ 和解の手法について
- ・ 歴史の知識の勉強
- ・ 戦後和解という非常に重たいテーマをどのように扱うのか。
- ・ 具体的にどう和解（日中韓）できるかについての idea にヒントが得られるかな、と思って来ました。
- ・ 和解を阻害している要因として
 - ① 解決の為に行動を起こす国家の行為（ドイツの例）
 - ② 現在日本が周辺諸国の住民から訴えられている問題について雑多な種類のケースを一括して解決する提案ができるか。これらを期待した。
- ・ 花岡和解の意義。グローバルで普遍的な戦後和解プロセス。歴史認識の違いは戦後和解に致命的な障壁となるか。
- ・ 小菅先生の『戦後和解』を読んでいましたので、具体的なお話を伺いたく思いました。「花岡和解」は恥ずかしいですがつい最近知ったことで、ぜひ勉強したいと思って、フォーラムに参加しました。
- ・ 和解がどのようにして到達されたのか知りたかった。
- ・ 自分もイスラエルとパレスチナに関わる NPO で活動しているが、なかなか簡単ではないようで、何かいい切り口はないかと思って参加しました。また身近な人間関係にも応用できることはないかという視点からも楽しみにしております。
- ・ 「日英和解」が、東アジアの戦後和解、とりわけ 21 世紀の日本に対する意味。
- ・ 花岡和解研究序説

2. 本日のフォーラムは、ご期待に添えましたか？何が一番良かったですか？

次回に向けて改善すべき点は何でしょうか。

- ・ 和解という言葉の重みを感じた。時間的に無理（短すぎた）だったのではないか。
- ・ はい。すべてが良かったです。
- ・ はい。新しい視点を多々得ることができました。時間配分を考え、質疑の時間をとる必要があると思います。

- ・ はい。様々な方法で、様々な方が、和解・和平を進めていったことを教わりました。
- ・ 花岡和解の意義と関係者の協力。
- ・ 花岡の真実を勉強できました。
- ・ 日英と日中との対照
- ・ 日英・日中の和解のメカニズムについて、専門的な研究に触れられたことは貴重でした。
- ・ 初めて参加しましたが、内容がわかり易く、聞きやすかったです。レジュメの量も適当だと思いました。
- ・ 日英戦後の問題点を論理的に整理して頂いたこと。
- ・ 日英・日中以外の conflict についてもっと知りたかったです。
- ・ 実は、日英の戦後の関係など今まで全く意識したことはありませんでした。お恥ずかしい事ながら、「無知の無知」の恐ろしさを感じました。また花岡和解ではまるで「プロジェクト X」のような臨場感がありました。人の死に軽重は無いにせよ、数で考える危うさも考えさせられた。和解のプロセスは他の和解のプロセスにも応用できると思った。勝敗はあらたな対立を生む、ということを改めて感じた。
- ・ 二人の先生はそれぞれ国家レベルと、市民レベルの和解のモデルを提示してくれました。とても濃い内容で、いろいろ考えさせられました。これからもこのようなタイムリーな企画を期待しております。特に率直で、踏み込んだ、気兼ねしないお話が良かったです。
- ・ 小菅先生の線引きに関するお話は大変興味深かったです。日本国民を加害者と被害者に分離することによって、被害者とされた戦争に関わった方々の責任立場があいまいになり、国内の意見が分裂し、現在も続いている日中韓関係の悪化に影響していると思います。責任をA級戦犯のみになすりつけず、国全体の責任ということ認めることによって初めてきちんと謝罪したといえるのではないか、という考えを持ちました。ですから、参加できてよかったと思っています。花岡和解の「真の和解ができれば、それは一番理想的な解決方法」という和解に関する考えに共感しました。実現は難しいかもしれませんが。
- ・ 途中から出席したので、1/4程度しか聞けなかった。残念。序論や詳論が多く、結論というかアウトラインが余り伝わらなかった。せめて配布資料を見れば概論は分かるようになるとお良かったと思います。
- ・ 正直、勉強不足で難しかったです。和解のモデルってなんだかおもしろいと思います。何かヒントになる気がしましたが、結局は双方が同じテーブルに立ち向かい合って対話や交流することなのかなと思いました。
- ・ 「日英和解」に関する話は非常に面白かったです。初耳になる内容も多かっただけにいい勉強になりました。また、日本とドイツの戦後処理の比較によって改めて日本の戦後処理に関しての難しさや難点を感じました。
- ・ ①英国との和解にもサンフランシスコ講和条約以外での活動があったことを知らなかったので非常に勉強になりました。②法と人道的意識、被害者の感情とのバランスを取るのがいかに困難であるか、しかし解決の方法があるかが勉強になりました。
- ・ 歴史上発生した事件と解決プロセス等を客観的にイメージをつかめ良かったです。失礼ですが、講師が時間を守っていただきたいです。
- ・ 大変ためになりました。質疑の時間をもっととっておいて下さったらよかったのでは。(講師の担当時間を短めに設定—どうせ超過する)
- ・ ①日英一戦時下のあるケースの当事者同士が和解感情を醸成して、感情的な理解で肯き合ったことと私は理解している。これに両国は公式には交渉していない。②蒋介石の終戦声明を発表したことに敬意を

表します。

- ・ 李恩民氏の花岡和解研究序説は、一般人の私にもよく解りやすく事件の解決がなされたという点においてホッとした気持ちになりました。できれば鹿島の窓口になられた方の出席があれば素晴らしかったと思われま。企業に属する人間としてのあり方、苦悩等を聞かせていただければ、私としては共感できたと思いました。1946年から2005年までの60年間にわたって取り組んでこられたすべての方々に敬意を表します。

3. 今後、「戦後和解」に関連したテーマのフォーラムを希望されますか？

その場合、テーマや講師について、具体的なご希望があればお書きください。

- ・ 希望します。テーマをもっと日中関係に絞ったフォーラムに参加してみたいです。そうじゃなくても例えば「謝罪」とはなにか、などもいいと思います。
- ・ これからも「戦後和解」関連のフォーラムを希望しております。フォーラム自体が、和解に向けての1つの実践だと思えますから。
- ・ 希望します。裁判官の方に「和解」のポイントや対立する2者の（もしくは3者以上）の心理的側面からのアプローチなどを聞きたいです。
- ・ 希望します。明石康氏をお呼びできないでしょうか。
- ・ 今回の対象について、全く知らない内容であり、大変参考になりました。有難うございました。
- ・ 日米の和解
- ・ 早稲田大学の多賀先生の平和学について
- ・ 和解の担当者は民間企業になっていますが、本当は日本政府が責任をもって和解の主役になったらいいと思います。
- ・ 対中国、韓国など東アジア諸国との実質的な戦後和解へのアプローチ。国レベルの戦後和解活動、取り組み
- ・ 東アジア他国関係の戦後和解、取り分けこれからどのように行っていくのかを中心に。
- ・ はい。日本に限らず成功事例（欧米 etc.）を聞きたい。
- ・ ぜひ開催してほしいです。
- ・ 希望します。（3名）

4. この他、「戦後和解」に関するコメントなど、ご自由に裏面にお書きください。

- ・ 「平和忘却」は確かですが、「戦後和解」に向けて、やはり鄧小平さんの言う「過ぎ去ったことは過去のものとして、今後は前向きに両国の友好関係を建設し、進めていく」ことが一番大事ではないかと思えます。
- ・ 花岡事件は純粋に労働条件の人道的事件として処理すべきもの。但し戦後食料欠乏時期の食生活に対する感情問題は不問か？（例えばシベリア抑留兵士の当時のシベリア住民との食糧事情を考慮すべきで、また日本兵独特の兵舎生活にもよる。）（花岡の中国人の連行そのものは国家行為で、企業に責任はない。鹿島の対応は妥当）。それに引き替え、シベリアは、満州に侵入したソ連軍と関東軍の現地停戦（降伏）文書で労務提供を調印しているので、敗戦の将として弁解の余地はない。
- ・ オランダ兵の日本に対する不満は、日英間のようなケースはありますか？どなたか研究者はいますか。

- 私は昨年2月に講演された東大大学院の木宮正史先生のご紹介で出席させていただき、以来聴講させていただいております。昨年は日韓国交回復40周年のおかげで私も多くのシンポジウム、フォーラム、各大学の市民講座を聴講させていただきました。ただし先生方はお一人を除き全部日本人の先生でした。パネリストとしてご出席された韓国の先生方もおられたのですが、時間的制約と日本語の理解の点でいまひとつ満足できませんでした。一般人の私が申し上げるまでもなく日本の近現代史は明治維新以前から現代にいたるまで朝鮮、韓国を抜きにしては語れません。朝鮮、韓国人達にとっても日本との関係を抜きにしては朝鮮、韓国の近現代史は語れません。双方の歴史はいわば合わせ鏡のようなものです。双方の人達が日帝36年のことだけでなく、お互いの国の近現代史を現時点まで知ることが肝要と思います。個人的に言えば韓国の人達から見た自国の近現代史を是非聞かせてほしいと思います。幸い日本、韓国とも発言が自由な国です。日本にとって韓国を理解し話し合う技量が無ければ、中国も含めた東アジア共同体などは絵に描いた餅であり出来るはずはありません。経済貿易などは進むでしょうが、心が通じ合い話し合いができなければ、いずれ中国を中心とした東アジアになることでしょう。優秀な若い韓国の先生の朝鮮、韓国の近現代史（植民地時代のことだけでない）の講演を何時間かけてもシリーズで聞かせてほしいと思っていますがいかがですか。

SGRAレポート No. 0033

第22回SGRAフォーラム

「戦後和解プロセスの研究」

編集・発行 関口グローバル研究会 (SGRA)

〒112-0014 東京都文京区関口 3-5-8 (財) 渥美国際交流奨学財団内

Tel : 03-3943-7612 Fax : 03-3943-1512

SGRA ホームページ : <http://www.aisf.or.jp/sgra/>

電子メール : sgra-office@aisf.or.jp

発行日 : 2006年7月10日

発行責任者 : 今西淳子

印刷 : 藤印刷

© 関口グローバル研究会 禁無断転載 本誌記事のお尋ね並びに引用の場合はご連絡ください。